

關係資料

(空白)

関係資料 目次

【保全・点検に係る法令等（官公法・建築基準法）】

1. 官公庁施設の建設等に関する法律	1
2. 建築基準法	1
3. 官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令	3
4. 建築基準法施行令	4
5. 官公庁施設の建設等に関する法律施行規則	5
6. 建築基準法施行規則	6

【点検に係る告示等】

7. 国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件（官公法 告示）	8
8. 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（官公法 告示）	8
9. 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（建基法 告示）	9
10. 建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（建基法 告示）	10
11. 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（建基法 告示）	11
12. 国家機関の建築物の定期の点検の実施について	12
13. 官公庁施設の建設等に関する法律に基づく告示の改正について（周知）	13

【保全に係る告示・要領等】

14. 国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準	14
15. 国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準	18
16. 保全基準実施要領について	21
17. 保全基準実施要領（運用）について	24
18. 「国家機関の建築物等における保全計画作成の手引き」の送付について	26
19. 保全台帳及び保全計画の様式の取扱いについて	28
20. 法令等により定められた点検等の整理表	33

【その他】

令和5年度保全実態調査結果に関する参考資料	43
環境負荷の低減に関する参考情報	61
国土交通省地方整備局・営繕事務所等の管轄	65

※官庁施設の保全に関する法令・基準類の全文は、以下をご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000006.html

1. 官公庁施設の建設等に関する法律（抄）

（昭和26年6月1日 法律第181号）

（国家機関の建築物等の保全）

第十一条 各省各庁の長は、その所管に属する建築物及びその附帯施設を、適正に保全しなければならない。

（国家機関の建築物の点検）

第十二条 各省各庁の長は、その所管に属する建築物（建築基準法第十二条第二項本文に規定するものを除く。次項において同じ。）で政令で定めるものの敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同条第一項に規定する建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

2 各省各庁の長は、その所管に属する建築物で前項の政令で定めるものの昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法第十二条第三項に規定する建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

（国家機関の建築物に関する勧告等）

第十三条 国土交通大臣は、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造並びに保全について基準を定め、その実施に関し関係国家機関に対して、勧告することができる。

2 国土交通大臣は、関係国家機関に対して、国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設並びにこれらの保全に関して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

3 国土交通大臣は、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全の適正を図るため、必要があると認めるときは、部下の職員をして、実地について指導させることができる。

2. 建築基準法（抄）

（昭和25年5月24日 法律第201号）

（維持保全）

第八条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物については、この限りではない。

一 特殊建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの

二 前号の特殊建築物以外の特殊建築物その他政令で定める建築物で、特定行政庁が指定するもの

3 国土交通大臣は、前項各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者による同項の準則又は計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

（著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

（報告、検査等）

第十二条 第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物（以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第三項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。）をさせなければならない。ただし、当該特定建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。
- 3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第十二条の三第二項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築

土若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、当該特定建築設備等（前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

第十二条の二 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築物調査員資格者証を交付する。

- 一 前条第一項の調査及び同条第二項の点検（第三項第三号において「調査等」という。）に関する講習で国土交通省令で定めるものの課程を修了した者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者

第十二条の三 建築設備等検査員資格者証の種類は、国土交通省令で定める。

- 2 建築設備等検査員が第十二条第三項の検査及び同条第四項の点検（次項第一号において「検査等」という。）を行うことができる建築設備等の種類は、前項の建築設備等検査員資格者証の種類に応じて国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築設備等検査員資格者証を交付する。
 - 一 検査等に関する講習で建築設備等検査員資格者証の種類ごとに国土交通省令で定めるものの課程を修了した者
 - 二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者

3. 官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令（抄）

（平成17年5月27日 政令第193号（最終改正：令和元年6月19日 政令第30号））

官公庁施設の建設等に関する法律第十二条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第二項に規定する建築物及び災害があつた場合において建築物の用途を変更して同法第八十七条の三第二項に規定する公益的建築物として使用するときにおける当該公益的建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 階数が二以上である建築物
- 二 延べ面積が二百平方メートルを超える建築物

4. 建築基準法施行令（抄）

（昭和25年11月16日 政令第338号）

第五節 定期報告を要する建築物等（定期報告を要する建築物等）

第十六条 法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とする。

- 一 地階又は三階以上の階を法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が百平方メートル以上の建築物
 - 二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が一階にないもの
 - 三 法別表第一（い）欄（二）項又は（四）項に掲げる用途に供する建築物
 - 四 三階以上の階を法別表第一（い）欄（三）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物
- 2 法第十二条第一項の政令で定める建築物は、第十四条の二に規定する建築物とする。
- 3 法第十二条第三項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。
- 一 第二百二十九条の三第一項各号に掲げる昇降機（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）
 - 二 防火設備のうち、法第六条第一項第一号に掲げる建築物で第一項各号に掲げるものに設けるもの（常時閉鎖をした状態にあることその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

注1：「第十四条の二に規定する建築物」

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が三以上で延べ面積が二百平方メートルを超えるもの

注2：「法第六条第一項第一号に掲げる建築物」**法第六条第一項**

- 一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの

5. 官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（抄）

（平成12年11月 2 日 建設省令第38号）

（定期点検）

第一条 官公庁施設の建設等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項の点検は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

- 2 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条第二十二項又は二十六項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第十二条第一項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

第二条 法第十二条第二項の点検は、建築設備の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして一年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

- 2 建築基準法第十八条第二十二項又は二十六項（同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第十二条第二項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年以内に行うものとする。

（権限の委任）

第三条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの（国家機関の建築物のうち特に重要なものとして国土交通大臣が定めるものに係るものを除く。）は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第八条第一項の規定により勧告すること。
- 二 法第十三条第一項の規定により勧告し、同条第二項の規定により必要な報告又は資料の提出を求めること。
- 三 法第十三条第三項の規定により指導させること。

6. 建築基準法施行規則

(昭和 25 年 11 月 16 日 建設省令第 40 号)

(国の機関の長等による建築物の点検)

第五条の二 法第十二条第二項 の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

- 2 法第十八条第二十二項又は二十六項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

(国の機関の長等による建築設備等の点検)

第六条の二 法第十二条第四項 の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして一年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年）以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

- 2 法第十八条第二十二項又は二十六項（法第八十七条の四 において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）以内に行うものとする。

（建築物等の種類等）

第六条の六 建築物調査員が法第十二条第一項 の調査及び同条第二項 （法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の点検（以下「調査等」という。）を行うことができる建築物及び昇降機等並びに建築設備等検査員が法第十二条第三項 の検査及び同条第四項 （法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の点検（以下「検査等」という。）を行うことができる建築設備等及び昇降機等の種類は、次の表の（い）欄に掲げる建築物調査員資格者証及び建築設備等検査員資格者証（以下この条において建築物調査員資格者証等」という。）の種類に応じ、それぞれ同表の（ろ）欄に掲げる建築物、建築設備等及び昇降機等の種類とし、法第十二条の二第一項第二号 及び法第十二条の三第三項第一号（これらの規定を法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める講習は、同表の（い）欄に掲げる建築物調査員資格者証等の種類に応じ、それぞれ同表（は）欄に掲げる講習とする。

	（い）	（ろ）	（は）
	建築物調査員資格者証等の種類	建築物、建築設備等及び昇降機等の種類	講習
（一）	特定建築物調査員資格者証	特定建築物	（略）
（二）	建築設備検査員資格者証	建築設備（昇降機を除く。以下この表において同じ。）及び防火設備（建築設備についての法第十二条第三項の検査及び同条第四項の点検（以下この表において「検査等」という。）と併せて検査等を一体的に行うことが合理的であるものとして国土交通大臣が定めたものに限る。）	（略）
（三）	防火設備検査員資格者証	防火設備（（二）項の（ろ）欄に規定する国土交通大臣が定めたものを除く。）	（略）
（四）	昇降機等検査員資格者証	昇降機（観光用エレベーター等を含む。）及び遊戯施設	（略）

7. 国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件（抄）

（平成 20 年 11 月 17 日 国土交通省告示第 1350 号（最終改正：令和 6 年 8 月 1 日））

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第一条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第一条第一項の規定に基づき、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第十二条第一項に規定する建築物の敷地及び構造の点検の項目、方法及び結果の判定基準は、別表の（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（は）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

8. 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（抄）

（平成 20 年 11 月 17 日 国土交通省告示第 1351 号（最終改正：令和 6 年 8 月 1 日））

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第二条第一項の規定に基づき、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第十二条第二項に規定する建築物の昇降機以外の建築設備の点検（以下この項において「点検」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準は、次の各号に掲げる点検の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の六の表（二）項に規定する建築設備検査員が行うべき点検 別表第一から第四までの（い）欄に掲げる項目に応じ、それぞれこれらの表の（ろ）欄に掲げる事項ごとに定めるこれらの表の（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果がこれらの表の（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。
- 二 一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法施行規則第六条の六の表（三）項に規定する防火設備検査員が行うべき点検 別表第五の（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項ごとに定める同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

9. 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（抄）

（平成 20 年 3 月 10 日 国土交通省告示第 282 号（最終改正：令和 6 年 6 月 28 日））

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十二条第一項に規定する調査及び同条第二項に規定する点検（以下「定期調査等」という。）の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。

第一 定期調査等は、施行規則第五条第二項及び第五条の二第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一又は別表第二の（い）欄に掲げる項目（ただし、法第十二条第二項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）に応じ、同表（ろ）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（は）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

一 法第十二条第一項又は第二項に規定する建築物（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第十四条の二第二号に規定する建築物のうち階数が四以下又は延べ面積が千平方メートル以下の国家機関の建築物以外のもの（以下「小規模民間事務所等」という。）を除く。） 別表第一

二 小規模民間事務所等 別表第二

第二 特定行政庁は、第一に規定する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準について、規則で、必要な項目、方法又は結果の判定基準を付加することができる。

第三（略）

第四 調査結果表は、施行規則第五条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築物の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 法第十二条第一項又は第二項に規定する建築物（小規模民間事務所等を除く。） 別記第一号

二 小規模民間事務所等 別記第二号

10. 建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（抄）

（平成20年3月10日 国土交通省告示第285号（最終改正：令和6年6月28日））

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第六条第一項から第三項まで並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、第六条第三項に規定する建築設備（昇降機を除く。）について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十二条第三項に規定する検査及び同条第四項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一 施行規則第六条第一項並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一（い）欄に掲げる項目のうち一項（九）、（十）及び（十六）から（二十一）まで、別表第二（い）欄に掲げる項目のうち一項（十八）、（十九）、（三十七）及び（三十八）並びに二項（二十四）並びに別表第四（い）欄に掲げる項目のうち三項（七）とする。

第二 定期検査等は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号第一第一号に規定する小規模民間事務所等に設けるものを除く。以下「換気設備等」という。）について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項（ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

- | | |
|--------------|------|
| 一 換気設備 | 別表第一 |
| 二 排煙設備 | 別表第二 |
| 三 非常用の照明装置 | 別表第三 |
| 四 給水設備及び排水設備 | 別表第四 |

2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた換気設備等に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあっては、当該方法によるものとする。

第三 換気設備等の検査結果表は、施行規則第六条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。（以下、略）

- | | |
|--------------|-------|
| 一 換気設備 | 別記第一号 |
| 二 排煙設備 | 別記第二号 |
| 三 非常用の照明装置 | 別記第三号 |
| 四 給水設備及び排水設備 | 別記第四号 |

1 1. 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（抄）

（平成 28 年 5 月 2 日 国土交通省告示第 723 号（最終改正：令和 6 年 6 月 28 日））

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、防火設備について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十二条第三項に規定する検査及び同条第四項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一 定期検査等は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン及びドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号第一第一号に規定する小規模民間事務所等にあつては、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第一百十二条第十一項に規定する防火区画を構成するものに限る。）について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項（ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）について、同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

一 防火扉 別表第一

二 防火シャッター 別表第二

三 耐火クロススクリーン 別表第三

四 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（以下「ドレンチャー等」という。）
別表第四

2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた防火設備に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあつては、当該方法によるものとする。

第二 防火設備の検査結果表は、施行規則第六条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる防火設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 防火扉 別記第一号

二 防火シャッター 別記第二号

三 耐火クロススクリーン 別記第三号

四 ドレンチャー等 別記第四号

附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

12. 国家機関の建築物の定期の点検の実施について

国 営 管 第 350 号

国 営 保 第 24 号

平成20年11月17日

各省各庁官房長等あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

国家機関の建築物の定期の点検の実施について

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 38 号）の一部を改正する省令（以下、「改正省令」という。）及び改正省令に基づく告示（以下、「告示」という。）について、平成 20 年 11 月 17 日に公布・施行されることとなった。今回の改正により、各省各庁の長は、官公庁施設の建設等に関する法律第 12 条第 1 項及び第 2 項による建築物の点検について、改正省令及び告示に基づき、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をすることとなった。

については、各省各庁の建築物の点検について、下記により、遺漏なきよう実施されたい。

また、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づく定期点検については、平成 20 年 4 月 1 日に関係省令及び関係告示において定められていることを申し添える。

なお、「国家機関の建築物の定期の点検の実施について」（平成17年 6 月 1 日国土交通省営管発第58号、国営保第10号）は廃止する。

記

1. 建築物の敷地及び構造

損傷、腐食その他の劣化の状況の点検については、従来の点検対象及び方法に替えて、国土交通大臣の定める告示（別紙 1）に基づく項目、方法及び結果の判定基準により実施するものとする。

2. 昇降機以外の建築設備

損傷、腐食その他の劣化の状況の点検については、従来の点検対象及び方法に替えて、国土交通大臣の定める告示（別紙 2）に基づく項目、事項、方法及び結果の判定基準により実施するものとする。

3. 点検の記録

官公庁施設の建設等に関する法律及び建築基準法による点検を行ったときは、保全台帳に記録するものとする。

※別紙 1 は国土交通省告示第1350号、別紙 2 は国土交通省告示第1351号のため、略。

13. 官公庁施設の建設等に関する法律に基づく告示の改正について（周知）

事務連絡
令和6年8月1日

各省各庁施設保全担当官 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計画課保全指導室 課長補佐（基準担当）

官公庁施設の建設等に関する法律に基づく告示の改正について（周知）

平素より官庁営繕行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第12条において、各省各庁の長は、その所管に属する建築物の敷地及び構造及び昇降機以外の建築設備（建築基準法第12条に規定するものを除く。）については国土交通省令で定めるところにより、定期に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならないことが規定されており、第13条第1項において、その保全のための基準が定められています。

今般、点検等の高度化のあり方及びデジタル化のあり方について検討を進めてきたところ、定期点検・保全の合理化や新技術の活用を可能とするため、官公法告示を改正（令和6年国土交通省告示第1058号、第1059号、第1060号。（令和6年8月1日公布、令和7年7月1日施行）以下「改正告示」という。）したところですが、報告者の業務負担軽減・効率化を図るため、改正告示のうち「目視」を「目視又はこれに類する方法」に改める部分に関しては、公布日以降に運用を開始して差し支えありません。

なお、「これに類する方法」とは、定期点検を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープや双眼鏡、赤外線装置、可視カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいいます。

本改正は、点検方法等の多様化を目的とするものであり、定期点検・保全の内容が強化されるものではないことにご留意ください。

1 4. 国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準

(平成17年 5 月 27 日 国土交通省告示第551号 (最終改正：令和 6 年 8 月 1 日))

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準を次のように定める。

第一 各省各庁の長は、建築物の営繕又は附帯施設の建設をした際の性能に応じ、通常の使用における劣化、摩耗等の状況を勘案して、その所管に属する建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）を計画的かつ効率的に保全しなければならない。

また、各省各庁の長は、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成六年建設省告示第二千三百七十九号）第四の規定により定められた建築物等の使用の条件及び方法に基づき、建築物等の適正な保全に努めなければならない。

第二 国家機関の建築物等は、別表第一（い）欄に掲げる建築物の敷地及び建築物の各部等に応じ、それぞれ同表（ろ）欄に掲げる支障がない状態に保全されているものとする。

第三 国家機関の建築物等は、第二に定めるもののほか、別表第二（い）欄に掲げる当該建築物等の特性、用途及び機能が、同表（ろ）欄に掲げる建築物の敷地及び建築物の各部等に応じ、それぞれ同表（は）欄に掲げる支障がない状態に保全されているものとする。

第四 各省各庁の長は、その所管に属する建築物等を適正に保全するため、建築物の敷地及び建築物の各部等に、別表第一（ろ）欄及び別表第二（は）欄に掲げる支障があると認めたときは、必要に応じ調査をし、当該損耗部材及び損耗部品の取替え、塗装、注油等の保守その他の必要な措置を適切な時期にとらなければならない。

別表第一（第二関係）

(い)		(ろ)
建築物の敷地及び地盤面		著しいき裂、不陸、傾斜又は排水不良
構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定するものをいう。）	基礎	沈下、き裂その他の損傷、変形又は腐食
	木造	イ 土台の内部に及ぶ腐朽 ロ 柱、はり等に傾斜を生じさせる木部の腐朽又は緊結金物のさびその他の腐食
	組積造（補強コンクリートブロック造を除く。）	イ れんが、石その他の組積材料間の目地及び他の材料との取合部における著しいき裂又は移動を伴う緩み ロ 建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形 ハ イ及びロに定めるもののほか、構造耐力を損なうおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食
	補強コンクリートブロック造	イ 鉄筋のさびが流れ出ているき裂その他の著しい損傷又は変形 ロ 建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形 ハ イ及びロに定めるもののほか、構造耐力を損なうおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食

【1 4. 保全基準（1／4）】

関係資料

(い)		(ろ)
	鉄骨造	イ 柱の脚部のコンクリートに生じている鉄筋のさびが流れ出ているき裂その他耐久性を損なうおそれがあるき裂 ロ 柱又ははりにおける目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)により認められる変形 ハ 柱、はり、筋かい及びアンカーボルトにおける損傷又はさびその他の腐食(軽微なものを除く。) ニ 鉄骨の部材の接合部における緩み ホ 建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形 ヘ イからホまでに定めるもののほか、構造耐力を損なうおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食
	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	イ 鉄筋のさびが流れ出ているき裂その他耐久性を損なうおそれがあるき裂 ロ 柱又ははりにおける目視等により認められる変形 ハ 建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形 ニ イからハまでに定めるもののほか、構造耐力を損なうおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食
屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する用途に供する建築物の部分及び高架水槽、冷却塔その他建築物の屋外に取り付けるもの(以下「建築非構造部材」という。)	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁、パラペット及び建具	仕上げ材料、附属物その他の落下のおそれがあるき裂その他の損傷、変形、浮き若しくは腐食又は接合部における緩み
	高架水槽、冷却塔、手すり、煙突その他建築物の屋外に取り付けるもの	落下のおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は構造耐力上主要な部分その他の部分との接合部における緩み
床及び階段	共通	人の通行及び物品の積載又は運搬に支障を及ぼすき裂その他の損傷、変形又は腐食
	居室の床	使用上の支障となる振動が発生するき裂その他の損傷、変形又は腐食
	モルタル、タイル、石、ビニル製床材その他の建築材料を使用する床	建築材料のはく離又は浮き
	二重床	著しいがたつき
	階段その他に用いる滑り止め	滑り防止に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はぐらつき
	視覚障害者誘導用ブロック等	視覚障害者の誘導その他に支障を及ぼすおそれがある建築材料のはく離、浮き又は変退色
	床点検口	著しいがたつき又は開閉不良
防火区画を構成する各部分(防火戸その他の防火設備を含む。)その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	あらかじめ設定された防火性能を損なうおそれがあるき裂その他の損傷
	防火扉、防火シャッター及び防火ダンパー	あらかじめ設定された防火性能を損なうおそれがある作動不良又はき裂その他の損傷、変形若しくは腐食

【14. 保全基準(2/4)】

(い)		(ろ)
屋根、外壁その他の雨水の浸入を防止し、又は排除するための建築物の部分		イ 建築物又はその内部への雨水の浸入により、当該建築物の耐久性を損ない、又は当該建築物及び物品の損壊若しくは汚損を生じさせるおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食 ロ コンクリート、モルタル、タイル、石、瓦、金属製カーテンウォールその他の建築材料のはく離又はこれらの接合部における緩み ハ ルーフドレン及びといの排水不良
静穏を必要とする室		壁、窓、出入り口その他当該室と当該室以外の部分を区画する部分の防音上支障を及ぼすき裂その他の損傷、変形又は腐食
建具	共通	イ 開閉不良又は施錠若しくは解錠の不良 ロ 気密性を損ない、かつ、室内環境に悪影響を及ぼすき裂その他の損傷、変形又は腐食
	自動扉その他自動的に開閉するもの	センサー、制動装置その他の安全装置の作動不良
階段、バルコニーその他の建築物の部分に設ける防護柵、手すりその他		安全かつ円滑な利用に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は接合部における緩み
屋内及び屋外の案内表示		容易に確認でき、かつ、利用者を目的地に円滑に誘導することに支障を及ぼすき裂その他の損傷、変形、腐食若しくは汚損、変退色又は脱落
建築設備	共通	建築物の用途、規模その他の特性に応じて、あらかじめ設定された機能の著しい低下
	設備機器	イ 安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は接合部における緩み ロ 大規模な地震が発生した後、当該設備機器の移動、転倒、落下又は破損による損害の拡大を防止するための建築物の構造耐力上主要な部分その他の部分への固定の不備
	配線、配管及び風道その他のダクト	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は接合部における緩み
	昇降機	イ 安全装置の作動不良 ロ ガイドレール、巻上機等の損傷、変形又は腐食
	排煙設備	排煙機、排煙口及び非常電源の作動不良、排煙口からの通気不良又は排煙風道の著しいき裂その他の損傷、変形若しくは腐食
	換気設備	換気装置の作動不良、排気口及び給気口の通気不良又は排気筒、排気口、給気口及び風道の著しいき裂その他の損傷、変形若しくは腐食
	非常用の照明設備	照明の点灯不良又は予備電源の作動不良
	給水設備及び排水設備	配管の著しいき裂その他の損傷、変形又は腐食
煙突、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物等		転倒又は落下のおそれがある傾斜、き裂その他の損傷若しくは腐食、接合部における緩み又は水抜穴の排水不良
駐車場及び敷地内の通路		人及び車両の安全かつ円滑な通行又は物品の安全かつ円滑な運搬に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はコンクリート、タイル、石、アスファルト・コンクリートその他の材料のはく離

【 1 4 . 保全基準（ 3 / 4 ） 】

関係資料

別表第二（第三関係）

(い)	(ろ)	(は)
積雪、凍結その他による被害が生ずるおそれがある地域における建築物等	屋根、外壁、屋外の建築設備その他の屋外に面する部分	積雪、凍結その他により、落下その他の屋外の安全上支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食
災害応急対策を行うために必要な建築物等（災害対策の指揮、災害情報の伝達等の施設及び救護施設をいう。）	災害応急対策を行う拠点となる室、これらの機能を維持するために必要な室又はこれらの室を結ぶ廊下その他の通路	大規模な地震が発生した場合に災害応急対策の支障となる損傷又は移動等を生じさせるおそれがある建築非構造部材のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はモルタル、タイル、建築用ボードその他の建築材料のはく離若しくはこれらの接合部における緩み
	水防板、水防壁、逆流防止弁その他の水防設備	建築物等の浸水を防御する機能上支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食
危険物を貯蔵し、又は使用する建築物等	危険物を貯蔵し、又は使用する室	大規模な地震が発生した場合に危険物の管理上支障となる損傷又は移動等を生じさせるおそれがある建築非構造部材のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はモルタル、タイル、建築用ボードその他の建築材料のはく離若しくはこれらの接合部における緩み
不特定かつ多数の者が利用する建築物等	出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、敷地内の通路その他の不特定かつ多数の者が利用する部分	高齢者、身体障害者等の円滑な利用に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はコンクリート、モルタル、タイル、石、ビニル製床材その他の材料のはく離
免震構造又は制振構造の建築物等	免震装置又は制振装置	免震又は制振の効果を損なうおそれがある部材及び機構のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はこれらの接合部における緩み

【14．保全基準（4／4）】

15. 国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（抄）

（平成6年12月15日 建設省告示第2379号（最終改正：平成25年3月29日））

第四 構造に関する基準

官庁施設の構造は、当該官庁施設において行われる事務及び事業に応じて、地域性、機能性、経済性及び環境保全の各観点から次に定める事項を総合的に勘案して決定されているものとする。また、その構造に応じた当該官庁施設の使用の条件及び方法が定められているものとする。

一 地域性

- イ 地域の歴史、文化及び風土に配慮し、周辺の自然環境及び都市環境と調和したものであること。
- ロ 官庁施設の敷地内において緑化が図られていること等により、地域の良好な景観の形成に寄与したものであること。

二 機能性

- イ 官庁施設の利用者、執務者等の安全性及び利便性が確保されたものであること。
- ロ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるものであること。
- ハ 適切な温湿度の維持、明るさの確保等により快適な室内環境が確保されたものであること。
- ニ 高度な情報処理を行うための機器等を設置することができるものであり、かつ、適切な情報の管理及び当該機器等の安全性の確保が可能なものであること。
- ホ 地震、津波、火事、暴風雨等による災害時に必要とされる機能を発揮することができるものであること。

三 経済性

- イ 構造体（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）は、長期間の使用に耐えるものであること。
- ロ 構造体以外の部分は、修繕又は更新の合理的な周期に見合った耐久性を有するものであること。
- ハ 補修及び更新しやすい建築材料、機器等の使用及び点検、保守等に必要な空間の確保等により、修繕及び保全を容易に行うことができるものであること。
- ニ 行政需要の変化に対応して、空間の有効利用及び機能の向上を図ることができるよう、間仕切の変更、機器の増設又は移設等を伴う修繕又は模様替を容易に行うことができるものであること。
- ホ 建築材料、機器等は、品質、性能、耐久性等が総合的に勘案され、長期的にみて官庁施設の建設、修繕、保全等に要する全体の費用の節減が図られるよう配慮されたものであること。

四 環境保全

- イ 官庁施設には、熱の損失の防止及びエネルギーの効率的な利用に有効な措置が講じられていること。
- ロ 建築材料、機器等は、環境の保全に配慮したものとし、建築材料については、できる限り再生された、又は再生できるものであること。

【15. 位置・規模・構造の基準（1／3）】

2 地震に対する安全性の確保を図るため、官庁施設の構造は、前項に定める事項のほか、次に定める事項を勘案して決定されているものとする。

一 基本事項

構造体、建築非構造部材（屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものをいう。以下同じ。）及び建築設備については、官庁施設が有する機能、地震により被害を受けた場合の社会的影響及び立地する地域的条件を考慮した官庁施設の重要度に応じて、それぞれ次号から第4号までに規定する極めて稀に発生する地震動（以下「大地震動」という。）に対する耐震性能の目標の達成が図られたものであること。

二 構造体の耐震性能

イ 構造体の耐震性能の目標は、別表に掲げる官庁施設の種類に応じて次によるものとする。

(1) 別表（一）から（三）、（五）及び（十）に掲げる官庁施設については、大地震動後、構造体に修繕を必要とする損傷が生じないものであること。ただし、建築基準法施行令第八十二条の三に規定する構造計算により安全さを確かめる場合においては、同条第二号に規定する式で計算した数値に1.5を乗じて得た数値を各階の必要保有水平耐力とすること。

(2) 別表（四）、（六）から（九）及び（十一）に掲げる官庁施設については、大地震動後、構造体に大規模の修繕を必要とする損傷が生じないものであり、かつ、直ちに使用することができるものであること。ただし、建築基準法施行令第八十二条の三に規定する構造計算により安全さを確かめる場合においては、同条第二号に規定する式で計算した数値に1.25を乗じて得た数値を各階の必要保有水平耐力とすること。

(3) 別表（十二）に掲げる官庁施設については、大地震動後、構造体全体の耐力が著しく低下しないものであること。ただし、建築基準法施行令第八十二条の三に規定する構造計算により安全さを確かめる場合においては、同条第二号に規定する式で計算した数値を各階の必要保有水平耐力とすること。

ロ 建築非構造部材及び建築設備の損傷の軽減を図るため、大地震動時における上部構造（基礎より上に位置する建築物の部分を用いる。以下同じ。）の変形が制限されたものであること。

ハ 上部構造の柱、はり、壁等は、水平力に耐えるように、つり合いよく配置されたものであること。また、基礎の構造は、その損傷により、上部構造に有害な影響を与えないものであること。

ニ 工作物の構造体は、機能に応じた耐震性能が確保されたものであること。

三 建築非構造部材の耐震性能

イ 建築非構造部材の耐震性能の目標は、別表に掲げる官庁施設の種類に応じて次によるものとする。

(1) 別表（一）から（七）、（十）及び（十一）に掲げる官庁施設については、大地震動後、建築非構造部材が、災害応急対策若しくは危険物の管理への支障となる損傷又は移動しないものであること。ただし、災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室（(2)においてこれらを総称して「特定室等」という。）以外の室等内に面する部分におけるものについては、この限りではない。

(2) 別表（八）、（九）及び（十二）に掲げる官庁施設及び特定室等以外の室等内に面する部分については、大地震動後、建築非構造部材の損傷又は移動による被害が拡大しないものであること。

ロ 建築非構造部材は、建築設備の機能の維持を阻害しないように配慮されたものであること。

四 建築設備の耐震性能

イ 建築設備の耐震性能の目標は、別表に掲げる官庁施設の種類に応じて次によるものとする。

(1) 別表（一）から（六）、（十）及び（十一）に掲げる官庁施設については、大地震動後、設備機器、配管等の損傷又は移動による被害が拡大しないものであるとともに、必要な建築設備の機能を直ちに発揮し、かつ、相当期間維持することができるものであること。また、必要な建築設備の機能についての信頼性の向上が図られたものであること。

(2) 別表（七）から（九）及び（十二）に掲げる官庁施設については、大地震動後、設備機器、配管等の損傷又は移動による被害が拡大しないものであること。

※別表 略

16. 保全基準実施要領について

平成 17 年 6 月 1 日 国営管第 59 号 国営保第 11 号
最終改正 平成 22 年 3 月 31 日 国営管第 482 号 国営保第 30 号

国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領

第 1 趣旨

この要領は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（平成17年国土交通省告示第551号。以下「保全の基準」という。）の計画的かつ効率的な実施のために、必要な事項を定めたものである。

第 2 適用範囲

すべての国家機関の建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）について適用する。

ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号) 第 8 5 条に規定する仮設建築物を除く。

第 3 保全の体制及び計画

1. 保全の体制

- ① 各省各庁の長は、その所属の職員のうちから「施設保全責任者」を定めるものとする。
各省各庁の長は、必要に応じ、施設保全責任者の指名を、部局等の長に行わせることができる。
- ② 施設保全責任者には、原則として、内部部局の課長、附属機関及び地方支分部局の部長若しくは事務所の長又は人事院規則第10-4で定める安全管理者をあてるものとする。
- ③ 施設保全責任者は、必要に応じ、所属の職員のうちから「保全担当者」を定めるものとする。

2. 保全計画の作成及び保全業務の実施

- ① 各省各庁の長は、その所管に属する建築物等の中長期保全計画及び年度保全計画(以下「保全計画」という。)を作成する。
- ② 各省各庁の長は、必要に応じ、保全計画の作成を部局等の長に行わせることができる。
- ③ 施設保全責任者は、保全計画に従い、建築物等の保全に関する業務を適正に実施する。
- ④ 保全担当者は、施設保全責任者を補佐するものとする。
- ⑤ 保全計画の様式は、別に定めるものを参考とする。

3. 保全業務内容の記録

- ① 施設保全責任者は、保全台帳を備え、建築物等の概要、点検結果、確認結果、修繕履歴等必要な事項を記載し、又は記録する。
- ② 保全台帳の様式は、別に定めるものを参考とする。

第4 建築物等の使用の条件の遵守等

各省各庁の長は、保全の基準第一により、建築物等の使用の条件及び方法に基づき、以下に留意して建築物等の適正な保全に努めなければならない。

- ① 許容積載荷重、耐震壁の位置等の構造計画に関する主要条件
- ② 防火区画、防煙区画、特定室等、避難計画等の防災計画に関する主要条件
- ③ 非常時に確保すべき発電装置用燃料備蓄量、水量等の建築設備に関する主要条件
- ④ その他必要な事項

第5 特殊施設等における支障がない状態の付加

各省各庁の長は、所管に属する建築物等のうち、特殊な機能を有し、又は特殊な建築物の部位、建築設備等を有するものにあつては、保全の基準の規定に加えて、当該各部等毎に「支障がない状態」を定めることができる。

第6 支障がない状態の確認

各省各庁の長は、保全の基準第二及び第三に規定する支障がない状態（第5において付加したものを含む。）を確認するものとする。

支障がない状態の確認の項目、方法、結果の判定基準は別表（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（は）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを確認することとし、その周期は別表（に）欄に掲げる周期を目安とする。

ただし、委託業務等により確認を行う場合は、その結果の記録を確認するものとする。また前回の確認以降に同等の方法で実施した他の法令で定められている点検の記録がある場合は、当該記録をもって確認に換えることができる。

第7 大きな外力が作用した場合における確認

建築物等の構造又は機能に大きな影響を与えるおそれがある地震、台風その他外力が建築物等の全部又は一部に作用したときは、当該外力が作用した部分及びその影響が想定される部分について、第6のとおり、支障がない状態を確認し、必要に応じ補強その他の措置をとる。

大きな外力が作用した場合における確認は、別表（ほ）欄に掲げる優先順位により行う。なお、各省各庁において個別に設定された優先順位の定めがある場合は、各省各庁の定めによるものとする。

ただし、業務継続計画（BCP）に基づく施設機能チェック又は応急危険度判定等被災建築物の使用に当たっての診断を実施した建築物等は、その実施の際に、別表（い）欄に掲げる項目の確認と同様の確認を行った場合は、当該項目を省略することができるものとする。

第8 適正な措置

各省各庁の長は、保全の基準第四に基づき、建築物等の機能の維持及び耐久性の確保を図る観点から、以下の必要な措置を適切な時期にとる。

- ① 損耗部材及び損耗部品の取替え、塗装、注油等の保守
- ② 建築設備の機能を円滑に発揮させるための性能及び規格に適した燃料及び補給材の使用及び適正な操作・監視
- ③ 建築物等の各部において、凍結等による破損の防止措置
- ④ 建築設備を長期間運転休止とする場合は、その性能を保持するための防錆、防湿等の措置
- ⑤ その他建築物等の状況に応じた必要な措置

第9 確認のための留意事項

1. 次に示す部位等で確認が困難なものにあつては、確認を省略できるものとするが、当該部位等の状況から判断して支障がある状態にあると認められる場合は、支障がある状態を記録し、当該部分の専門的知識を有する者に対応を依頼する。

- ① 被覆材で覆われている柱、はり等の主要構造部
- ② 点検口のない天井裏又は容易に出入りできる点検口のない床下にあるもの
- ③ 通電されていて確認することが危険である場所にあるもの
- ④ 地中又はコンクリート等の中に埋設されているもの
- ⑤ 運転を停止しなければ確認できない機器で、停止させることが極めて困難な状況にあるもの
- ⑥ 運転を停止することが極めて困難な状況にある機器が付近に存在し、確認することが危険である場所にあるもの
- ⑦ 目視では確認が困難であり、足場が必要である外壁面、給排気塔、煙突、鉄塔、広告塔等
- ⑧ 屋外排水設備のます等で水中に没している部分
- ⑨ その他物理的理由又は安全上の理由などから確認を行うことが困難な場所にあるもの

2. 大きな外力が作用した場合に確認する際、当該建築物等の状況が一見して危険と感じられる次の項目のいずれかに該当した場合は、確認作業を中止し、建築物等から退去する。

- ① 建物が傾いている
- ② 壁及び柱に大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥離も著しく、鉄筋がかなり露出し、又は壁の向こう側が透けて見える
- ③ 隣接建築物や鉄塔等が当該建築物等の方向に傾いている
- ④ 周辺地盤が大きく陥没又は隆起している
- ⑤ 煙が出ている又は火災が発生している
- ⑥ ガスのにおいがする

3. 大きな外力が作用した場合に確認する際、次の行為をしてはならない。

- ① 水たまりに触れること
- ② 分電盤等、電気の盤に触れること
- ③ 火気や電気機器等を使用すること

※別表 略

17. 保全基準実施要領（運用）について

国 営 保 第 13 号

平成21年 7 月 28 日

最終改定平成22年 3 月 31 日

各省各庁保全担当課長あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課
保全指導室長

国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領の運用について

国家機関の建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）の保全については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（平成 17 年国土交通省告示第 551 号。以下「保全の基準」という。）及び「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」（平成 17 年 6 月 1 日国営管第 59 号、国営保第 11 号。以下「実施要領」という。）に基づき適正に行っているところである。

保全の基準は、所有又は賃借等の権利関係にかかわらず、全ての国家機関の建築物等に適用されるものである。今般、既存建築物を賃借等（建築物の一部を対象とする場合を含む。）した場合における実施要領の運用について、下記のとおりとしたので通知する。貴職におかれては、十分留意のうえ、遺漏のないよう措置されたい。また、貴管下の建築物等の管理者に対し周知されたい。

記

1 「第2 適用範囲」について

各省各庁の長は、建築物等の賃借等をした場合には、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）との合意によって責任の範囲を定め、協力して保全の基準で規定された支障がない状態であるように適正に保全するものとする。

また、当該賃借等部分に至るまでの通常利用すると想定される廊下、階段、昇降機等の経路、便所等の諸室についても、保全の基準で規定された支障がない状態であるように所有者等と協力して適正に保全がなされるよう努めるものとする。

2 「第3 保全の体制及び計画」について

各省各庁の長は、当該賃借等をした部分について「施設保全責任者」及び「保全担当者」を定めるものとし、賃借等に伴い行うこととなった中長期保全計画及び年度保全計画を作成することとする。

なお、所有者等との合意によって責任の範囲を定め、協力して保全台帳を作成するものとする。

施設保全責任者は、保全台帳を備え、建築物等の概要、点検結果、確認結果、修繕履歴等必要な事項を記載し、又は記録する。

【17. 要領の運用（1／2）】

3 「第4 建築物等の使用の条件の遵守等」について

各省各庁の長は、所有者等との合意によって、保全の基準第一により、建築物等の使用の条件及び方法を定め、以下に留意して建築物等の適正な保全に努めなければならない。

- ① 許容積載荷重、耐震壁の位置等の構造計画に関する主要条件
- ② 防火区画、防煙区画、特定室等、避難計画等の防災計画に関する主要条件
- ③ 非常時に確保すべき発電装置用燃料備蓄量、水量等の建築設備に関する主要条件
- ④ その他必要な事項

4 「第6 支障がない状態の確認」について

各省各庁の長は、所有者等との合意によって、保全の基準第二及び第三に規定する支障がない状態（第5において付加したものを含む。）を確認する。

確認にあたっては、実施要領に従い、定期に確認を行うよう努めるものとする。

5 「第7 大きな外力が作用した場合における確認」について

各省各庁の長は、建築物等の構造又は機能に大きな影響を与えるおそれがある地震、台風その他外力が建築物等の全部又は一部に作用したときは、当該外力が作用した部分及びその影響が想定される部分について、所有者等との合意のもとに責任の範囲を定め、協力して確認を行うほか、必要に応じ補強その他の措置について所有者等と協議するものとする。

6 「第8 適正な措置」について

各省各庁の長は、所有者等との合意によって、保全の基準第四に基づき、建築物等の機能の維持及び耐久性の確保を図る観点から、以下の必要な措置を適切な時期にとる。

- ① 損耗部材及び損耗部品の取替え、塗装、注油等の保守
- ② 建築設備の機能を円滑に発揮させるための性能及び規格に適した燃料及び補給材の使用及び適正な操作・監視
- ③ 建築物等の各部において、凍結等による破損の防止措置
- ④ 建築設備を長期間運転休止とする場合は、その性能を保持するための防錆、防湿等の措置
- ⑤ その他建築物等の状況に応じた措置

18. 「国家機関の建築物等における保全計画作成の手引き」の送付について

国 営 保 第 13 号

平成17年 6 月 1 日

最終改定平成22年 3 月 31日

各省各庁会計課長等あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課
保全指導室長

「国家機関の建築物等における保全計画作成の手引き」の送付について

「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領について」（平成22年3月31日付け、国営管第59号、国営保第11号）別紙第3 2. に規定する保全計画の作成に資するため、別紙のとおり「国家機関の建築物等における保全計画作成の手引き」を作成したので、参考のため送付します。

（別 紙）国家機関の建築物等における保全計画作成の手引き

第1 目的及び保全計画の種類

1.1 目的

本手引きは、国家機関の建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）の保全計画を作成するにあたり基本的な方針を示したもので、建築物等の保全を計画的かつ効率的に実施し、長期耐用性の確保、ライフサイクルコストの低減等に積極的に寄与することを目的とする。

1.2 保全計画の種類

本手引きでいう保全計画は、施設ごとに計画する次の2種類の計画をいう。

- ① 中長期保全計画
- ② 年度保全計画

第2 保全計画の作成

2.1 中長期保全計画の作成

① 中長期保全計画の内容

中長期保全計画は、中長期的視野に立った予防保全計画の実施、建築物等の長寿命化の促進及び効率的な予算執行と中長期的保全予算の推計に利用するため、建築物等の状況に応じ、中長期的に保全の実施内容、予定年度、概算額を、部分毎に設定し、全体を作成する。

なお、当該計画の作成が困難な場合、当分の間、施設区分、構造、階数、延床面積及び建築年月などの基本情報に応じて、簡易的な中長期保全計画を作成し、これに替えることができるものとする。

【18. 計画作成の手引き（1／2）】

② 中長期保全計画の見直し

中長期保全計画は、5年以内ごとに見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要があるときは見直しを行う。

2.2 年度保全計画の作成

① 年度保全計画の内容

当年度の点検、確認、保守、清掃等及び中長期保全計画に基づき建築物の状況に応じた修繕について、実施内容、実施時期、概算額等を記載した具体的な計画を作成する。

② 年度保全計画の見直し

毎年度終了後、速やかに保全業務の実施状況を評価し、改善すべき内容を次年度以降の年度保全計画に反映させる。

また、中長期保全計画の見直しを行ったときは、これに応じて年度保全計画についても必要な見直しを行う。

19. 保全台帳及び保全計画の様式の取扱いについて

国 営 保 第 2 6 号

平成20年11月17日

最終改定平成26年3月26日

各省各庁保全担当課長あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

保全指導室長

保全台帳及び保全計画の様式の取扱いについて

「国家機関の建築物の定期の点検の実施について」（平成20年11月17日国営管第350号、国営保第24号）記3.に規定する「点検の記録」及び「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領について」（平成22年3月31日国営管第59号、国営保第11号）別紙（以下「要領別紙」という。）第3.3.に規定する「保全業務内容の記録」を行うための保全台帳の様式を、並びに、要領別紙第3.2.に規定する「保全計画の作成及び保全業務の実施」のための保全計画の様式を下記のとおり作成したので通知する。

ついては、各省各庁の建築物等の保全を担当する職員等に対して、この保全台帳及び保全計画の様式を参考に、保全に関する記録及び保全計画の作成、見直しを適切に実施されるよう周知徹底をお願いする。

なお、「保全台帳及び保全計画書の様式の作成について」（平成17年7月14日国営保第19号）は、平成20年11月17日をもって廃止するが、現在点検中のものについては、なお従前の例による。

記

（1）保全台帳の様式別添1

建築物等の概要	保全台帳様式1
点検及び確認記録	保全台帳様式2
修繕履歴	保全台帳様式3

（2）保全計画の様式別添2

中長期保全計画	保全計画様式1
年度保全計画	保全計画様式2

注1）本様式を使用する場合、必要に応じた項目の追加・省略は自由です。

注2）官庁施設情報管理システムの様式を利用することもできます。

保全台帳の様式（別添1） 建築物等の概要（1） 保全台帳 様式1（その1）

別添1

保全台帳 様式1（その1）

建築物等の概要(1)

施設基本情報					
施設名称					
所在地					
管理官署	(省庁)	(部局)	(課室)		
敷地内建物延べ面積	(国財)	m ²	(建基)	m ²	
建物棟数	棟				
備 考					
建物基本情報					
【主要建物】					
建物名称(棟名)		棟番号		主用途	
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備 考					
【その他の建物】					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備 考					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備 考					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備 考					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備 考					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備 考					
共通備考					

【19. 計画様式の扱い（2／5）】

保全台帳の様式（別添１） 建築物等の概要（２） 保全台帳 様式１（その２）

別添1

保全台帳 様式1 (その2)

建築物等の概要(2)

建物基本情報						
建物名称(棟名)				棟番号		
建物構造			建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	㎡		竣工年月	年		月
備 考						
建物仕様						
備 考						

【19. 計画様式の扱い（3／5）】

関係資料

保全台帳の様式（別添 1） 点検及び確認記録 保全台帳 様式 2

別添 1
保全台帳 様式 2

点検及び確認記録 施設名称：

	点検・確認項目	関係法令	対象の有無	点検周期	最終点検 実施年月	次回点検 実施年月	実施結果	問題の内容	備考
1	建築物の敷地及び構造の点検	建基法第12条 官公法第12条							
2	昇降機の点検	建基法第12条 人事院10-4第32条							
3	建築物の昇降機以外の建築設備の点検	建基法第12条 官公法第12条							
4	防火設備の点検	建基法第12条 官公法第12条							
5	支障がない状態の確認	H17国交省告示 第551号							
6	消防用設備等の点検	消防法第17条							
7	危険物を取り扱う一般取扱所等の点検	消防法第14条							
8	事業用電気工作物の保安規定による自主点検	電気事業法第42条							
9	機械換気設備の点検	人事院10-4第15条							
10	ボイラーの性能検査、定期点検	人事院10-4第32条							
11	浄化槽の水質検査、保守点検、清掃	浄化槽法第7～11条							
12	簡易専用水道の水槽の清掃、検査	水道法第34条							
13	排水設備の清掃	建築物衛生法第4条							
14	清掃等及びねずみ等の防除	建築物衛生法第4条 人事院10-4第15条							
15	空気環境の測定	建築物衛生法第4条 人事院10-4第15条							
16	冷却塔、加湿装置等の清掃等	建築物衛生法第4条 人事院10-4第15条							
17	給水設備の飲料水、雑用水の遊離残留塩素等の検査	建築物衛生法第4条							
18	ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	大気汚染防止法 第16条							
19									

保全台帳の様式（別添 1） 修繕履歴 保全台帳 様式 3

別添 1
保全台帳 様式 3

修繕履歴 施設名称：

番号	実施年月	件 名	修繕内容	金額 (千円)	受注者
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

【19. 計画様式の扱い（4／5）】

関係資料

20. 法令等により定められた点検等の整理表(代表的なものを抜粋)

法定点検【建築基準法、官公法、人事院規則】					
施設規模	大項目区分	中項目区分	小項目区分	点検周期	点検者（資格）
(建築基準法) 階数が3以上かつ 延べ面積が200㎡超の建築物 (官公法) 階数が2以上又は 延べ面積が200㎡超の建築物	建築物（敷地及び構造）	敷地及び地盤	地盤、敷地、塀、擁壁	3年以内ごと (検査済証の交付を受けた日以後最初の点検は、検査済証の交付を受けた日から起算して6年以内)	一級建築士若しくは二級建築士又は特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者（建築物調査員）
		建築物の外部	基礎、土台、外壁		
		屋上及び屋根	屋上面、屋上回り、屋根、機器及び工作物		
		建築物の内部	防火区画、壁の室内に面する部分、床、天井、防火設備（防火扉、防火シャッター等）又は戸、照明器具・懸垂物等、警報設備、居室の採光及び換気、石綿等を添加した建築材料		
		避難施設等	廊下、出入口、屋上広場、避難上有効なバルコニー、階段、排煙設備等、その他の設備等		
		その他	特殊な構造等、避雷設備、煙突		
	建築設備（昇降機を除く）	換気設備	(居室等の)機械換気設備、中央管理方式の空調設備、(調理室等の)自然換気設備及び機械換気設備、(居室等の)防火ダンパー等	1年以内ごと (検査済証の交付を受けた日以後最初の点検は、検査済証の交付を受けた日から起算して2年以内)	一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者(建築設備等検査員)
		排煙設備	排煙機、機械排煙設備の排煙口・排煙風道、防火ダンパー、特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口・給気風道・給気送風機、特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口、加圧防排煙設備、可動防煙壁、自家用発電装置、直結エンジン		
		非常用の照明装置	照明器具、電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池、自家用発電装置		
		給水設備及び排水設備	飲料用の配管及び排水配管、飲料用の給水タンク及び貯水タンク並びに給水ポンプ、給湯設備、排水槽、排水再利用配管設備、その他(衛生器具、排水管、通気管)		
	防火設備	防火設備	防火扉、防火シャッター、耐火クロスクリーン、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備		一級建築士若しくは二級建築士又は防火設備検査員資格者証の交付を受けている者(防火設備検査員)
中項目区分の設備があれば対象	昇降機	昇降機(エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機)		1年以内ごと (検査済証の交付を受けた日以後最初の点検は、検査済証の交付を受けた日から起算して2年以内)	一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者(昇降機等検査員)
		昇降機	エレベーター (積載荷重1t以上)	1年につき1回	十分な知識及び技能を有すると認められる職員又は登録性能検査機関等
			エレベーター (積載荷重0.25t以上1t未満)	1月につき1回	
		昇降機	簡易リフト (積載荷重0.25t以上)	1月につき1回	
				1年につき1回	

（国家機関の事務所その他これに類する建築物用）

＜＞は、人事院規則に代わり、労働安全衛生法が適用される場合

点検内容	内容(概要)	関係法令
定期点検	(建築基準法第12条第2項) 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特定建築物(事務所その他これに類する建築物)の場合、階数が3以上かつ延べ面積が200㎡を超えるものの敷地及び構造について、定期に、一定の資格者に、劣化の状況を点検させなければならない。 (官公法第12条第1項) 国家機関の事務所その他これに類する建築物で、階数が2以上又は延べ面積が200㎡を超えるものの敷地及び構造について、定期に、一定の資格者に、劣化の状況を点検させなければならない。	建築基準法第12条 建築基準法施行令第16条 建築基準法施行規則第5条の2 国交省H20告示第282号 官公法12条 官公法第12条第1項の政令 官公法施行規則第1条 H20国交省告示第1350号
定期点検	(建築基準法第12条第4項) 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の特定建築設備等(昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等)について、定期に、一定の資格者に、劣化の状況を点検させなければならない。 (官公法第12条第2項) 国家機関の事務所その他これに類する建築物で、階数が2以上又は延べ面積が200㎡を超えるものの昇降機以外の建築設備について、定期に、一定の資格者に、劣化の状況を点検させなければならない。	建築基準法第12条 建築基準法施行令第16条 建築基準法施行規則第6条の2 H20国交省告示第282号、第285号 官公法第12条 官公法第12条第2項の政令 官公法施行規則第2条 H20 国交省告示第1351号(別表1～4)
		建築基準法第12条 H28国交省告示第723号 官公法第12条 H20国交省告示第1351号(別表5)
定期点検	国等の建築物の昇降機について、定期に、一定の資格者に、劣化の状況を点検させなければならない。	建築基準法第12条 建築基準法施行規則第6条の2 H20国交省告示第282号、第283号
性能検査 (構造及び機能についての検査 昇降路又はガイドレール、巻上機又は原動機、ワイヤロープ、ファイナルリミットスイッチ、非常止めその他の安全装置、ブレーキ及び制御装置、配線、開閉器及びコントローラー、控えロープを緊結している部分(屋外用)、搬器又はカウンターウェイト、ウインチ)、荷重試験	・各省各庁の長は、積載荷重1t以上のエレベーター(別表七)については、設置検査、変更検査、性能検査及び定期検査を、積載荷重0.25t以上1t未満のエレベーター、積載荷重0.25t以上の簡易リフト(別表八)については定期検査を、それぞれ行わなければならない。 ・性能検査は労働基準監督署長又は検査代行機関の検査が必要。検査結果を記録はするが、報告の義務はない。	人事院規則10－4 第32条 人事院規則10－4の運用 (クレーン等安全規則 第154条、第155条)
定期検査 (次に掲げる部分の異常又は損傷の有無ガイドレールの状態、ワイヤロープ、ファイナルリミットスイッチ、非常止めその他の安全装置、ブレーキ及び制御装置、ガイドロープを緊結している部分(屋外用))		
定期検査 (次に掲げる部分の異常又は損傷の有無巻過防止装置その他の安全装置、ブレーキ及び制御装置、ワイヤロープ、ガイドレールの状態)		
荷重試験		

法定点検【消防法、危険物令、電気事業法、人事院規則】					
施設規模	大項目区分	中項目区分	小項目区分	点検周期	点検者(資格)
中項目区分の設備があれば対象	消 防 用 設 備	消火器具、火災報知設備(消防機関通報用)、誘導灯、誘導標識、連結散水設備、消防用水、非常コンセント設備、無線通信補助設備	防火対象物に設けられている消防用設備等又は特殊消火用設備等	6月に1回	対象設備に応じた資格区分の消防設備士又は消防設備点検資格者
		屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び非常警報設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源専用受電設備、蓄電池設備、燃料電池設備、自家発電設備、総合操作盤、パッケージ型消火設備、加圧防排煙設備、特定駐車場用泡消火設備	防火対象物に設けられている消防用設備等又は特殊消火用設備等	6月に1回	
				1年に1回	
		配線		1年に1回	
	危 険 物	危険物(ガソリン、灯油、重油等)	指定数量の10倍以上の危険物を取り扱う一般取扱所、地下タンクを有する一般取扱所、地下タンク貯蔵所	1年に1回以上	危険物取扱者(甲種もしくは乙種危険物取扱者が立ち会えば危険物取扱者免状を有していない者も取り扱いと定期点検を行うことができる。)
	電 気 設 備	事業用電気工作物	自家用電気工作物	保安規程による	電気主任技術者
	換 気 設 備	換気設備	機械による換気設備	2月以内ごとに1回	
	空 調 設 備 ・ 衛 生 設 備	ボイラー、圧力容器	ボイラー(小型ボイラーを除く)、第1種圧力容器(小型圧力容器を除く)	1年以内ごとに1回	十分な知識及び技能を有すると認められる職員又は登録性能検査機関等
			小型ボイラー、小型圧力容器、第2種圧力容器	1月以内ごとに1回	
				1年以内ごとに1回	

（国家機関の事務所その他これに類する建築物用）

<>は、人事院規則に代わり、労働安全衛生法が適用される場合

点検内容	内容(概要)	関係法令
機器点検	防火対象物のうち政令で定めるもの(延べ面積が1,000㎡以上のもののうち、消防署長が火災予防上必要であると指定した建築物)は全て有資格者が点検をし、その他のものは自主点検をし、その結果を消防長、又は消防署長に報告しなければならない。	消防法第17条の3の3 消防法施行令第36条の2 消防法施行規則第31条の6 H16消防庁告示第9号 消防予第172号(H14)
機器点検		
総合点検		
総合点検		
定期点検(消防法第10条第4項の技術上の基準に適合しているかの点検)	政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。 (指定数量の代表例) 第4類 ・第1石油類(ガソリン等) 200ℓ ・第2石油類(灯油・軽油等) 1,000ℓ ・第3石油類(重油等) 2,000ℓ ・第4石油類(ギヤ油・シリンダー油等) 6,000ℓ	消防法第14条の3の2 危険物の規制に関する政令第8条の5 危険物の規制に関する規則第62条の4
保安規程による点検	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、自家用電気工作物の点検・保守を行わなければならない。	電気事業法第42条
点検	初めて使用するとき、分解して改造又は修理を行ったとき及び2月以内ごとに1回定期的に点検を行う。結果を記録し、3年間保存する。	人事院規則10-4 第15条 <事務所衛生基準規則 第9条>
性能検査	(人事院規則10-4 第32条) 各省各庁の長は、別表第7に掲げる設備等については、設置検査、変更検査、性能検査及び定期検査を、別表第8に掲げる設備等については定期検査を、それぞれ行わなければならない。	人事院規則10-4 第32条関係 <ボイラー及び圧力容器安全規則 第32条、第38条、第67条、第73条、第88条、94条>
定期検査 (定期自主検査)		
定期検査 (定期自主検査)		

法定点検【高圧ガス保安法、フロン排出抑制法、ガス事業法、浄化槽法、

施設規模	大項目区分	中項目区分	小項目区分	点検周期	点検者(資格)
中項目区分の設備があれば対象	空調設備	冷凍機	特定施設の1日の冷凍能力が20t(フロンガスの場合50t)以上の高圧ガスを用いる冷凍機	3年に1回	高圧ガス保安協会、指定保安検査機関
			特定施設以外の1日の冷凍能力が20t(フロンガスの場合50t)以上の高圧ガスを用いる冷凍機	1年に1回以上	冷凍保安責任者
		業務用冷凍空調機器	全ての第一種特定製品	3月に1回以上	
			電動機の定格出力7.5kW以上の機器	エアコンディショナーは、3年に1回以上(電動機の定格出力50kW以上は、1年に1回以上) 冷蔵機器及び冷凍機器は1年に1回以上	十分な知見を有する者(冷媒フロン類取扱技術者、冷凍空調技士等)
	衛生設備	ガス湯沸器、ガス風呂釜、これらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇	ガス湯沸器及びガス風呂釜(不完全燃焼時に当該機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められているもの及び密閉燃焼式のものであって特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条に規定する表示が付されているものは除く。)並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇	4年に1回以上	ガス小売事業者
		ガス湯沸器他	液化石油ガス消費設備	4年に1回以上	液化石油ガス販売事業者又は保安機関
	排水に関する事	浄化槽(みなし浄化槽含む)		使用開始後3月を経過した日から5月間とする。	指定検査機関
			全ばっ気方式(～20人)	3月に1回以上	浄化槽管理者、浄化槽管理士、浄化槽清掃業者
			全ばっ気方式(21人～300人)	2月に1回以上	
			全ばっ気方式(301人～)	1月に1回以上	
		浄化槽 ※ みなし浄化槽(単独処理)は、平成13年4月施行された改正浄化槽法により新設が禁止されたため、保守点検に関するものを建築保全業務共通仕様書に掲載していない。既存のものは、浄化槽(合併処理)への転換を図ることの努力義務がある。	分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式、脱窒ろ床接触ばっ気方式(～20人)	4月に1回以上	浄化槽管理者、浄化槽管理士、浄化槽保守点検登録業者
			分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式、脱窒ろ床接触ばっ気方式(21人～50人)	3月に1回以上	
			活性汚泥方式	1週に1回以上	
			回転板接触方式、接触ばっ気方式、散水ろ床方式(砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集層を有する浄化槽)	1週に1回以上	
			回転板接触方式、接触ばっ気方式、散水ろ床方式(スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽(上に掲げるものを除く。))	2週に1回以上	
	飲料水	貯水槽	簡易専用水道(水槽の有効容量の合計が10㎡を超えるもの)	1年に1回以上	
				1年に1回以上	地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者
			水槽の有効容量の合計が10㎡以下のもの		

水道法】(国家機関の事務所その他これに類する建築物用)

点検内容	内容(概要)	関係法令
保安検査		高圧ガス保安法第35条 冷凍保安規則第40条～第43条
定期自主検査		高圧ガス保安法第35条の2 冷凍保安規則第44条、第44条の2
簡易点検	全ての管理者は、日常的な温度点検や外観検査等の簡易点検を、一定規模(電動機の定格出力7.5kW)以上の業務用機器については専門家による冷媒漏洩確認の定期点検を行う必要がある。漏えいが確認された場合は、可能な限り速やかに冷媒漏えい箇所を特定し、原則、充填回収業者に充填を依頼する前に、漏えい防止のための修理等が義務付けられている。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 H26経産省・環境省告示第13号
定期点検		
消費機器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査	ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給するガスに係る消費機器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。	ガス事業法第159条第2項 施行規則第200条、第201条、第202条
消費設備の技術上の基準に適合しているかどうかの調査	消費設備を調査し、経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅延なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及び措置をとらなかった場合に生ずべき結果を通知する。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第27条、第34条 施行規則第37条、第44条
水質検査	処理対象人員が501人以上の浄化槽は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置くことが必要とされている。	浄化槽法第7条～第11条 施行規則第4条、第6条
清掃		
保守点検		
水槽の清掃		水道法第34条の2 施行規則第55条
簡易専用水道に係る施設及び管理の状態に関する検査、給水栓における水質検査及び書類の整理等に関する検査		水道法第34条の2 施行規則第56条 厚生労働省H15告示第262号
水道事業者の定める供給規定による		

法定点検【建築物衛生法、人事院規則】

施設規模	大項目区分	中項目区分	小項目区分	点検周期	点検者(資格)
延べ面積が 3,000㎡以上	排水	排水設備	排水槽、排水ポンプ、排水管等	6月以内ごとに1回	
中項目区分 の設備が あれば対象					
延べ面積が 3,000㎡以上	清掃	清掃等		6月以内ごとに1回	
— (全て)					
— (全て)	室内環境	室内環境	労働者を常時就業させる場所 (照明設備)	6月以内ごとに1回	
— (全て)			空気調和設備又は機械換気設備を設けている場合	—	
— (全て)			一酸化炭素、二酸化炭素、室温及び外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回 (測定頻度の緩和規定あり)	
延べ面積が 3,000㎡以上			浮遊粉じん量、一酸化炭素、二酸化炭素、温度、相対湿度及び気流	2月以内ごとに1回	
延べ面積が 3,000㎡以上			ホルムアルデヒド	新築・増築、大規模修繕等の工事完了後、最初に到来する6月から9月までの間に1回	
— (全て)					
延べ面積が 3,000㎡以上	空調設備	冷却塔及び加湿装置	冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置	使用開始時と使用開始後1月以内ごとに1回	
				1年以内ごとに1回	
中項目区分 の設備が あれば対象				使用開始時と使用開始後1月以内ごとに1回	
				1年以内ごとに1回	
延べ面積が 3,000㎡以上		空気調和設備	空気調和設備内の排水受け	使用開始時と使用開始後1月以内ごとに1回	
中項目区分 の設備が あれば対象					

（国家機関の事務所その他これに類する建築物用）

<>は、人事院規則に代わり、労働安全衛生法が適用される場合

点検内容	内容(概要)	関係法令
排水に関する設備の掃除		建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条 施行令第2条第2号 施行規則第4条の3
排水設備の補修及び掃除		人事院規則10-4 第15条 <事務所衛生基準規則第14条>
清掃及びねずみ等の防除	ねずみ等の防除は、厚生労働省令で定めるところにより、掃除を行い、廃棄物を処理し、ねずみ等の発生及び進入の防止並びに駆除を行うこと。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条 施行令第2条第3号 施行規則第4条の5
	・日常行う清掃のほか大掃除を定期的に統一的行うこと。 ・ねずみ等の発生場所、生息場所等について、定期的に統一的に調査を実施し、調査結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するための措置を講ずる。 ・殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による承認を得た医薬品又は医薬部外品を用いる。	人事院規則10-4 第15条 <労働安全衛生規則第619条> <事務所衛生基準規則第15条>
照明設備の点検	事業者は、労働者を常時就業させる場所の照明設備について、定期に点検しなければならない。	人事院規則10-4 第15条 <事務所衛生基準規則第10条> <労働安全衛生規則第605条>
空気調和設備又は機械換気設備の調整(浮遊粉じん量、一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率、ホルムアルデヒドの量、気流、温度(空気調和設備の場合のみ)及び相対湿度(空気調和設備の場合のみ))	空気調和設備又は機械換気設備を設けている場合、室に供給される空気が適切となるよう、当該設備を調整しなければならない。	人事院規則10-4 第15条 <事務所衛生基準規則第5条>
一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、室温及び外気温、相対湿度	・中央管理方式の空気調和設備を設けている室について、測定を行うこと。 ・測定結果を記録し、3年間保存しなければならない。	人事院規則10-4 第15条 <事務所衛生基準規則第7条>
浮遊粉じん量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度(空気調和設備の場合のみ)、相対湿度(空気調和設備の場合のみ)及び気流		建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条 施行令第2条第1号 施行規則第3条の2
ホルムアルデヒドの量	・室の建築、大規模修繕又は大規模の模様替を行った場合、当該室のホルムアルデヒドの量を測定しなければならない。 ・ホルムアルデヒドの量:空気1㎡につき0.1mg以下	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条 施行令第2条第1号 施行規則第3条の2
		人事院規則10-4 第15条 <事務所衛生基準規則第7条の2>
冷却塔、冷却水及び加湿装置の汚れの状況を点検し、必要により清掃、換水等(加湿装置の換水は不要。)	冷却塔、冷却水及び加湿装置について、定期に、その汚れの状況を点検し、必要に応じ、その清掃及び換水(加湿装置の換水は不要。)等を行うこと。ただし、1月を超える期間使用しない冷却塔及び加湿装置に係る当該使用しない期間においては、この限りではない。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条 施行令第2条第1号 施行規則第3条の18
冷却塔及び冷却水の水管及び加湿装置の清掃	冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置の清掃を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。	
冷却塔、冷却水、加湿装置の汚れの状況を点検し、必要により清掃、換水等(加湿装置の換水は不要。)	冷却塔及び冷却水、加湿装置について、定期に、その汚れの状況を点検し、必要に応じ、その清掃及び換水等を行うこと。ただし、1月を超える期間使用しない冷却塔及び加湿装置に係る当該使用しない期間においては、この限りではない。	人事院規則10-4 第15条 <事務所衛生基準規則第9条の2>
冷却塔及び冷却水の水管及び加湿装置の清掃	冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置の清掃を定期的に行うこと。	
空気調和設備内の排水受けの汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じ清掃等	・空気調和設備内に設けられた排水受けの汚れ及び閉塞の状況について、定期的に点検し、必要に応じて清掃等を行うこと。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条 施行令第2条第1号 施行規則第3条の18
		人事院規則10-4 第15条 <事務所衛生基準規則 第9条の2>

法定点検【建築物衛生法、大気汚染防止法、ダイオキシン類特別措置法、

施設規模	大項目区分	中項目区分	小項目区分	点検周期	点検者(資格)
延べ面積が 3,000㎡以上	飲料水	貯水槽		1年以内ごとに1回	
				7日以内ごとに1回	
				6月以内ごとに1回	
				毎年測定期間ごとに1回	
	中水 (再利用水)	雑用水		pH値、臭気及び外観の検査 7日以内ごとに1回、大腸菌及び濁度の検査2月ごとに1回	
				pH値、臭気及び外観の検査 7日以内ごとに1回、大腸菌の検査2月ごとに1回	
				7日以内ごとに1回	
中項目区分の設備があれば対象	空 調 設 備	ボイラー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり50リットル以上	2月を越えない作業期間毎に1回以上 (排出ガス量が毎時40,000㎡未満の場合は、年2回以上)	
	焼却設備	廃棄物焼却炉	火格子面積2㎡以上又は焼却能力が1時間あたり200kg以上	2月を越えない作業期間毎に1回以上 (焼却能力が1時間当たり4,000kg未満の場合は、年2回以上)	
	電気設備	ガスタービン、ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり50リットル以上	2月を越えない作業期間毎に1回以上 (排出ガス量が毎時40,000㎡未満の場合は、年2回以上)	
		ガス専焼ボイラー、ガスタービン及びガス機関	排出ガス量が4万㎡N/時未満	ばいじんは5年に1回以上、窒素酸化物は1年に2回以上(継続して休止する期間が6月以上の施設のばいじん、窒素酸化物は1年に1回以上)	
		燃料電池用改質器(ガス発生炉)		5年に1回以上	
	焼却設備	廃棄物焼却炉	火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計)が0.5㎡以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50kg以上のもの	1年に1回以上(都道府県知事への報告義務)	
	排水	浄化槽、厨房施設等からの排水	特定施設(処理対象人員が500人を越えるし尿浄化槽、300床以上の病院の厨房施設・洗浄施設・入浴施設、業務の用に供する総床面積が420㎡以上の飲食店の厨房施設等)	1年に1回以上	
			指定地域特定施設(指定地域内の処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽)	日平均排水量 50㎡以上 100㎡未満: 30日以内ごとに1回以上 100㎡以上 200㎡未満: 14日以内ごとに1回以上 200㎡以上 400㎡未満: 7日以内ごとに1回以上 400㎡以上: 毎日	

水質汚濁防止法】(国家機関の事務所その他これに類する建築物用)

点検内容	内容(概要)	関係法令
貯水槽の清掃	貯水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため必要な措置を講ずること。 ※水源が地下水又は一部が地下水の場合、3年以内ごとに1回、四塩化炭素などの検査を追加する必要がある。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条 施行令第2条第2号 施行規則第4条 水質基準に関する省令
水質検査(遊離残留塩素)		
水質検査(一般細菌、大腸菌、鉛、亜鉛、鉄、味、pH値、臭気等)		
水質検査(シアン、総トリハロメタン、ホルムアルデヒド等)		
散水、修景又は清掃用の水質検査	雑用水について ・給水栓における雑用水に含まれる遊離残留塩素の含有率を0.1ppm(結合残留塩素の場合は0.4ppm)以上に保持すること。ただし、供給する雑用水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある等の場合には、遊離残留塩素の含有率を0.2ppm(結合残留塩素の場合は1.5ppm)以上に保持すること。 ・雑用水槽の点検等、有害物や汚水等によって水が汚染されることを防止するための措置を講ずること。 ・雑用水を散水、修景又は清掃に使用する場合は、し尿を含む水を原水として用いないこととし、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度について、建築物環境衛生管理基準に適合すること。 ・雑用水を水洗便所に使用する場合は、pH値、臭気、外観、大腸菌及び濁度について、建築物環境衛生管理基準に適合すること。 ・建築物環境衛生管理基準のうち、pH値、臭気及び外観については、定期検査を実施すること。 ・供給する雑用水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに供給を停止し、かつ、その雑用水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条 施行令第2条第2号 施行規則第4条の2
水洗便所用の水質検査		
遊離残留塩素の検査		
ばい煙量又はばい煙濃度の測定		大気汚染防止法第16条 施行令第2条 施行規則第15条
ばい煙量又はばい煙濃度の測定		大気汚染防止法第16条 施行令第2条 施行規則第15条
ばい煙量又はばい煙濃度の測定		大気汚染防止法第16条 施行令第2条 施行規則第15条 施行規則の付則第2項で、もっぱら非常時において用いられるものについては、排出基準の規定が、当分の間適用されない。(測定しなくても良い。)
ばいじん及び窒素酸化物の測定		
ばいじん及び窒素酸化物の測定		
ダイオキシン量の自主測定		ダイオキシン類対策特別措置法第28条 施行令第4条、別表第1
排出水の汚染状態の測定		水質汚濁防止法第2条 施行令第1条 施行規則第9条
排出水の汚濁負荷量の測定等		水質汚濁防止法第3条 施行令第3条の2 施行規則第9条の2

関係資料

令和6年度保全実態調査結果に関する参考資料（その1）

本資料は、第4章保全実態調査の結果と評価において、庁舎等・宿舍の2区分にて述べた各結果について、敷地内建物の合計延べ面積により更に3区分し、集計結果を示すものである。

○表の凡例

- ・ 上段：令和6年度保全実態調査結果
- ・ 下段（括弧書き）：令和5年度保全実態調査結果

表 1-1：安全性に関する点検等の実施状況

（本編第4章 表 4-3、4-4 関係）

調査項目		庁舎等			宿舍		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上	3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
敷地及び 構造	点検等対象施設数 [A]	3,854	831	472	2,160	399	156
		(3,903)	(835)	(464)	(2,168)	(396)	(155)
	うち点検等実施数 [B]	3,837	831	470	2,157	399	156
		(3,886)	(830)	(463)	(2,160)	(396)	(155)
	実施率% [B/A]	99.6%	100.0%	99.6%	99.9%	100.0%	100.0%
		(99.6%)	(99.4%)	(99.8%)	(99.6%)	(100.0%)	(100.0%)
	未実施数	17	0	2	3	0	0
		(17)	(5)	(1)	(8)	(0)	(0)
昇降機	点検等対象施設数 [A]	1,078	671	431	61	86	90
		(1,077)	(675)	(423)	(91)	(82)	(90)
	うち点検等実施数 [B]	1,078	671	431	61	86	90
		(1,077)	(675)	(423)	(91)	(82)	(90)
	実施率% [B/A]	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
	未実施数	0	0	0	0	0	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
建築設備	点検等対象施設数 [A]	3,822	832	471	2,142	398	156
		(3,859)	(835)	(460)	(2,135)	(391)	(155)
	うち点検等実施数 [B]	3,807	829	466	2,131	398	156
		(3,838)	(828)	(458)	(2,118)	(391)	(155)
	実施率% [B/A]	99.6%	99.6%	98.9%	99.5%	100.0%	100.0%
		(99.5%)	(99.2%)	(99.6%)	(99.2%)	(100.0%)	(100.0%)
	未実施数	15	3	5	11	0	0
		(21)	(7)	(2)	(17)	(0)	(0)
支障が ない状態	点検等対象施設数 [A]	4,706	832	473	2,575	399	156
		(4,799)	(837)	(463)	(2,603)	(396)	(156)
	うち点検等実施数 [B]	4,696	832	471	2,568	399	156
		(4,767)	(832)	(459)	(2,580)	(395)	(156)
	実施率% [B/A]	99.8%	100.0%	99.6%	99.7%	100.0%	100.0%
		(99.3%)	(99.4%)	(99.1%)	(99.1%)	(99.7%)	(100.0%)
	未実施数	10	0	2	7	0	0
		(32)	(5)	(4)	(23)	(1)	(0)

調査項目		庁舎等			宿舎		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上	3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
消防用 設備等	点検等対象施設数[A]	4,092	831	472	2,168	395	156
		(4,120)	(836)	(465)	(2,192)	(394)	(156)
	うち点検等実施数[B]	4,081	827	471	2,154	395	156
		(4,105)	(835)	(465)	(2,168)	(394)	(156)
	実施率％[B/A]	99.7%	99.5%	99.8%	99.4%	100.0%	100.0%
		(99.6%)	(99.9%)	(100.0%)	(98.9%)	(100.0%)	(100.0%)
	未実施数	11	4	1	14	0	0
		(15)	(1)	(0)	(24)	(0)	(0)
事業用 電気工作 物	点検等対象施設数[A]	2,681	825	467	—	—	—
		(2,702)	(831)	(460)	—	—	—
	うち点検等実施数[B]	2,678	825	467	—	—	—
		(2,697)	(831)	(459)	—	—	—
	実施率％[B/A]	99.9%	100.0%	100.0%	—	—	—
		(99.8%)	(100.0%)	(99.8%)	—	—	—
	未実施数	3	0	0	—	—	—
		(5)	(0)	(1)	—	—	—
ボイラー	点検等対象施設数[A]	483	194	254	—	—	—
		(493)	(191)	(254)	—	—	—
	うち点検等実施数[B]	479	194	253	—	—	—
		(491)	(191)	(253)	—	—	—
	実施率％[B/A]	99.2%	100.0%	99.6%	—	—	—
		(99.6%)	(100.0%)	(99.6%)	—	—	—
	未実施数	4	0	1	—	—	—
		(2)	(0)	(1)	—	—	—
危険物 取扱所	点検等対象施設数[A]	805	355	341	—	—	—
		(806)	(359)	(337)	—	—	—
	うち点検等実施数[B]	803	355	341	—	—	—
		(803)	(357)	(337)	—	—	—
	実施率％[B/A]	99.8%	100.0%	100.0%	—	—	—
		(99.6%)	(99.4%)	(100.0%)	—	—	—
	未実施数	2	0	0	—	—	—
		(3)	(2)	(0)	—	—	—

(注) 対象となる点検等は次のとおり。

- ・「敷地及び構造」、「昇降機」及び「建築設備」は、建築基準法第12条又は官公法第12条に定める点検をいう。対象施設数は、両法の対象施設数の合計である。
- ・「支障がない状態」は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」(平成17年5月27日、国土交通省告示第551号)に定める支障がない状態の確認をいう。
- ・「消防用設備等」は、消防法第17条の3の3に基づく点検をいう。
- ・「事業用電気工作物」は、電気事業法第42条の保安規程に基づく事業用電気工作物の点検をいう。
- ・「ボイラー」は、人事院規則10-4第32条に基づくボイラーの性能検査、定期検査をいう。
- ・「危険物取扱所」は、消防法第14条の3の2に基づく点検をいう。

表 1-2 : 安全性に関する施設状況

(本編第 4 章 表 4-5～表 4-9 関係)

調査項目		庁舎等			宿舎		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上	3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
消防・防災	良好な施設[件数]	4,479	679	374	—	—	—
		(4,584)	(686)	(375)	—	—	—
	良好な施設[割合]	95.1%	81.6%	79.1%	—	—	—
		(95.2%)	(81.9%)	(80.5%)	—	—	—
	上記以外[件数]	231	153	99	—	—	—
		(229)	(152)	(91)	—	—	—
避難経路等の円滑な通行	良好な施設[件数]	4,644	817	459	—	—	—
		(4,745)	(819)	(448)	—	—	—
	良好な施設[割合]	98.6%	98.2%	97.0%	—	—	—
		(98.6%)	(97.7%)	(96.1%)	—	—	—
	上記以外[件数]	66	15	14	—	—	—
		(68)	(19)	(18)	—	—	—
外壁	良好な施設[件数]	2,757	385	176	1,507	226	101
		(2,885)	(406)	(175)	(1,546)	(229)	(104)
	良好な施設[割合]	58.5%	46.3%	37.2%	58.5%	56.6%	64.7%
		(59.9%)	(48.4%)	(37.6%)	(59.2%)	(57.8%)	(66.7%)
	上記以外[件数]	1,953	447	297	1,068	173	55
		(1,928)	(432)	(291)	(1,065)	(167)	(52)
家具の転倒防止対策	良好な施設[件数]	3,802	666	325	—	—	—
		(3,823)	(659)	(323)	—	—	—
	良好な施設[割合]	80.7%	80.0%	68.7%	—	—	—
		(79.4%)	(78.6%)	(69.3%)	—	—	—
	上記以外[件数]	908	166	148	—	—	—
		(990)	(179)	(143)	—	—	—
	上記以外[割合]	19.3%	20.0%	31.3%	—	—	—
		(20.6%)	(21.4%)	(30.7%)	—	—	—

(注) 各項目の良好な施設の定義は次のとおり。

- ・ 消防・防災：消防検査において指摘はなく、かつ火災時の安全性について良好な施設
- ・ 避難経路等の円滑な通行：避難経路等に障害物はなく、非常時の通行に支障がない施設
- ・ 外壁：外壁に浮き、ひび割れ、剥落が見られない施設
- ・ 家具の転倒防止対策：家具の転倒防止について対策済みである施設

表 1-3：施設使用条件の適合可否に関する状況（建築）

（本編第4章 表 4-10、表 4-11 関係）

調査項目		庁舎等		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
建築	1. 問題がないことを確認している。[件数]	3,196	554	318
		(3,183)	(557)	(300)
	1. 問題がないことを確認している。[割合]	67.9%	66.6%	67.2%
		(66.1%)	(66.5%)	(64.4%)
	2. 確認はしていないが問題がない状態である。[件数]	1,420	264	136
		(1,538)	(262)	(146)
	2. 確認はしていないが問題がない状態である。[割合]	30.1%	31.7%	28.8%
		(32.0%)	(31.3%)	(31.3%)
	3. 問題がある。[件数]	5	4	5
		(8)	(4)	(3)
	3. 問題がある。[割合]	(0.1%)	(0.5%)	(1.1%)
		(0.2%)	(0.5%)	(0.6%)
	4. わからない[件数]	89	10	14
		(84)	(15)	(17)
	4. わからない[割合]	1.9%	1.2%	3.0%
		(1.7%)	(1.8%)	(3.6%)
	合計	4,710	832	473
		(4,813)	(838)	(466)

（注）各区分の判断の目安は次のとおり。

- 問題がないことを確認している。
 - ・床荷重の条件（当初あるいは改修時点）を把握し、その条件に応じた用途で室を利用し、条件を上回る重量の機器、什器等の設置を行っていない。
 - ・床のたわみが生じていない場合（書庫等の重量のある部屋の位置を新築当時から変更していない場合も含む）。
- 確認はしていないが、問題ない状態である。
 - ・床荷重の条件（当初あるいは改修時点）を把握していないが、質量の大きい機器、什器等の設置を行っていない。
 - ・床荷重の条件（当初あるいは改修時点）を把握していないが、現時点では、特に問題が生じていない。
 - ・書庫等の部屋の位置を新築時から変更したが、床にたわみが生じていない。
 - ・なお、設計者に位置の是非を確認した場合は「1」を選択。
- 問題がある。
 - ・荷重により床が変形している。床に障害となるたわみが発生している等。
- わからない。
 - ・床荷重の条件（当初あるいは改修時点）を把握しておらず、問題があるかどうか判断できない。

表 1-4：施設使用条件の適合可否に関する状況（設備）

調査項目		庁舎等		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
設備	1. 問題がないことを確認している。[件数]	3,411	592	345
		(3,422)	(597)	(333)
	1. 問題がないことを確認している。[割合]	72.4%	71.2%	72.9%
		(71.1%)	(71.2%)	(71.5%)
	2. 確認はしていないが問題がない状態である。[件数]	1,226	225	110
		(1,336)	(223)	(120)
	2. 確認はしていないが問題がない状態である。[割合]	26.0%	27.0%	23.3%
		(27.8%)	(26.6%)	(25.8%)
	3. 問題がある。[件数]	6	9	8
		(5)	(7)	(5)
	3. 問題がある。[割合]	0.1%	1.1%	1.7%
		(0.1%)	(0.8%)	(1.1%)
	4. わからない[件数]	67	6	10
		(50)	(11)	(8)
	4. わからない[割合]	1.4%	0.7%	2.1%
		(1.0%)	(1.3%)	(1.7%)
合計		4,710	832	473
		(4,813)	(838)	(466)

(注) 各区分の判断の目安は次のとおり。

- 問題がないことを確認している。
 - 設備の性能や運転条件（当初あるいは改修時点）を把握し、その条件等に応じた機器等の運転やメンテナンスを行っている。
 - ブレーカーが落ちたことがない（新築時より、大きな電気容量の機器を増設していない場合は、こちらを選択）。
- 確認はしていないが、問題ない状態である。
 - 設備の性能や運転条件（当初あるいは改修時点）を把握していないが、これまでと同様の運転やメンテナンスを行い、特に問題が生じていない場合等。
 - 新築時より大きな電気容量の機器を増設しているが、ブレーカーが落ちていない場合。
 - なお、増設の際に電気容量の確認を行った場合は「1」を選択。
- 問題がある。
 - 頻繁に設備機器が故障する。
 - ブレーカーが落ちる現象が発生する場合等。
- わからない。
 - 設備の性能や運転条件を把握しておらず、メンテナンスも行っていないため問題点を判断できない。

表 2-1：執務環境に関する点検等の実施状況

(本編第 4 章 表 4-12、表 4-13 関係)

調査項目		庁舎等			宿舎		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上	3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
水槽	点検等対象施設数[A]	577	546	430	787	305	136
		(570)	(548)	(420)	(812)	(307)	(136)
	うち点検等実施数[B]	575	546	429	779	305	136
		(569)	(548)	(420)	(805)	(307)	(136)
	実施率％[B/A]	99.7%	100.0%	99.8%	99.0%	100.0%	100.0%
		(99.8%)	(100.0%)	(100.0%)	(99.1%)	(100.0%)	(100.0%)
	未実施数	2	0	1	8	0	0
		(1)	(0)	(0)	(7)	(0)	(0)
冷却塔	点検等対象施設数[A]	1,089	537	383	—	—	—
		(1,074)	(543)	(379)	—	—	—
	うち点検等実施数[B]	1,074	535	383	—	—	—
		(1,050)	(539)	(379)	—	—	—
	実施率％[B/A]	98.6%	99.6%	100.0%	—	—	—
		(97.8%)	(99.3%)	(100.0%)	—	—	—
	未実施数	15	2	0	—	—	—
		(24)	(4)	(0)	—	—	—
飲料水等	点検等対象施設数[A]	460	638	429	—	—	—
		(454)	(644)	(422)	—	—	—
	うち点検等実施数[B]	458	636	429	—	—	—
		(452)	(639)	(422)	—	—	—
	実施率％[B/A]	99.6%	99.7%	100.0%	—	—	—
		(99.6%)	(99.2%)	(100.0%)	—	—	—
	未実施数	2	2	0	—	—	—
		(2)	(5)	(0)	—	—	—
排水	点検等対象施設数[A]	429	609	409	—	—	—
		(423)	(607)	(406)	—	—	—
	うち点検等実施数[B]	425	600	405	—	—	—
		(415)	(594)	(402)	—	—	—
	実施率％[B/A]	99.1%	98.5%	99.0%	—	—	—
		(98.1%)	(97.9%)	(99.0%)	—	—	—
	未実施数	4	9	4	—	—	—
		(8)	(13)	(4)	—	—	—
ねずみ等	点検等対象施設数[A]	4,363	819	468	—	—	—
		(4,414)	(827)	(460)	—	—	—
	うち点検等実施数[B]	4,311	810	467	—	—	—
		(4,347)	(820)	(458)	—	—	—
	実施率％[B/A]	98.8%	98.9%	99.8%	—	—	—
		(98.5%)	(99.2%)	(99.6%)	—	—	—
	未実施数	52	9	1	—	—	—
		(67)	(7)	(2)	—	—	—

関係資料

調査項目		庁舎等			宿舍		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上	3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
空気環境	点検等対象施設数[A]	2,318	724	428	—	—	—
		(2,242)	(723)	(416)	—	—	—
	うち点検等実施数[B]	2,251	714	422	—	—	—
		(2,154)	(713)	(409)	—	—	—
	実施率％[B/A]	97.1%	98.6%	98.6%	—	—	—
		(96.1%)	(98.6%)	(98.3%)	—	—	—
	未実施数	67	10	6	—	—	—
		(88)	(10)	(7)	—	—	—
機械換気 設備	点検等対象施設数[A]	4,147	812	463	—	—	—
		(4,177)	(816)	(455)	—	—	—
	うち点検等実施数[B]	4,119	811	461	—	—	—
		(4,120)	(814)	(455)	—	—	—
	実施率％[B/A]	99.3%	99.9%	99.6%	—	—	—
		(98.6%)	(99.8%)	(100.0%)	—	—	—
	未実施数	28	1	2	—	—	—
		(57)	(2)	(0)	—	—	—

(注) 上表の点検等の項目は、それぞれ以下の内容をいう。

- ・「水槽」は、水道法で定める簡易専用水道の貯水槽（受水槽等）の清掃
- ・「冷却塔」は、建築物衛生法及び人事院規則で定める冷却塔等の清掃等
- ・「飲料水」は、建築物衛生法で定める給水設備の飲料水等の遊離残留塩素等の検査
- ・「排水」は、建築物衛生法で定める排水設備の清掃
- ・「ねずみ等」は、建築物衛生法及び人事院規則で定める清掃等及びねずみ等の防除
- ・「空気環境」は、建築物衛生法及び人事院規則で定める空気環境の測定
- ・「機械換気設備」は、人事院規則 10-4、事務所衛生基準規則第9条に基づく点検

表 2-2：執務環境に関する施設状況

(本編第 4 章 表 4-14～表 4-22 関係)

調査項目		庁舎等			宿舎		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上	3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
空気環境 (清浄度)	良好な施設[件数]	4,559	805	453	—	—	—
		(4,674)	(810)	(444)	—	—	—
	良好な施設[割合]	96.8%	96.8%	95.8%	—	—	—
		(97.1%)	(96.7%)	(95.3%)	—	—	—
	上記以外[件数]	151	27	20	—	—	—
		(139)	(28)	(22)	—	—	—
	上記以外[割合]	3.2%	3.2%	4.2%	—	—	—
		(2.9%)	(3.3%)	(4.7%)	—	—	—
照明照度	良好な施設[件数]	4,611	811	461	—	—	—
		(4,706)	(822)	(453)	—	—	—
	良好な施設[割合]	97.9%	97.5%	97.5%	—	—	—
		(97.8%)	(98.1%)	(97.2%)	—	—	—
	上記以外[件数]	99	21	12	—	—	—
		(107)	(16)	(13)	—	—	—
	上記以外[割合]	2.1%	2.5%	2.5%	—	—	—
		(2.2%)	(1.9%)	(2.8%)	—	—	—
熱環境 (冷暖房)	良好な施設[件数]	4,262	686	365	—	—	—
		(4,391)	(715)	(352)	—	—	—
	良好な施設[割合]	90.5%	82.5%	77.2%	—	—	—
		(91.2%)	(85.3%)	(75.5%)	—	—	—
	上記以外[件数]	448	146	108	—	—	—
		(422)	(123)	(114)	—	—	—
	上記以外[割合]	9.5%	17.5%	22.8%	—	—	—
		(8.8%)	(14.7%)	(24.5%)	—	—	—
衛生環境 (水質)	良好な施設[件数]	4,576	793	443	—	—	—
		(4,682)	(797)	(434)	—	—	—
	良好な施設[割合]	97.2%	95.3%	93.7%	—	—	—
		(97.3%)	(95.1%)	(93.1%)	—	—	—
	上記以外[件数]	134	39	30	—	—	—
		(131)	(41)	(32)	—	—	—
	上記以外[割合]	2.8%	4.7%	6.3%	—	—	—
		(2.7%)	(4.9%)	(6.9%)	—	—	—
清掃	良好な施設[件数]	4,599	816	464	—	—	—
		(4,705)	(826)	(457)	—	—	—
	良好な施設[割合]	97.6%	98.1%	98.1%	—	—	—
		(97.8%)	(98.6%)	(98.1%)	—	—	—
	上記以外[件数]	111	16	9	—	—	—
		(108)	(12)	(9)	—	—	—
	上記以外[割合]	2.4%	1.9%	1.9%	—	—	—
		(2.2%)	(1.4%)	(1.9%)	—	—	—

関係資料

調査項目		庁舎等			宿舎		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上	3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
漏水	良好な施設[件数]	3,718	498	202	2,301	358	142
		(3,874)	(517)	(209)	(2,357)	(355)	(142)
	良好な施設[割合]	78.9%	59.9%	42.7%	89.4%	89.7%	91.0%
		(80.5%)	(61.7%)	(44.8%)	(90.3%)	(89.6%)	(91.0%)
	上記以外[件数]	992	334	271	274	41	14
		(939)	(321)	(257)	(254)	(41)	(14)
設備機器	良好な施設[割合]	21.1%	40.1%	57.3%	10.6%	10.3%	9.0%
		(19.5%)	(38.3%)	(55.2%)	(9.7%)	(10.4%)	(9.0%)
	良好な施設[件数]	3,587	500	237	1,840	302	122
		(3,717)	(518)	(227)	(1,877)	(305)	(129)
	良好な施設[割合]	76.2%	60.1%	50.1%	71.5%	75.7%	78.2%
		(77.2%)	(61.8%)	(48.7%)	(71.9%)	(77.0%)	(82.7%)
	上記以外[件数]	1,123	332	236	735	97	34
		(1,096)	(320)	(239)	(734)	(91)	(27)
	上記以外[割合]	23.8%	39.9%	49.9%	28.5%	24.3%	21.8%
		(22.8%)	(38.2%)	(51.3%)	(28.1%)	(23.0%)	(17.3%)

(注) 上表の良好な施設の定義は、それぞれ以下の内容をいう。

- ・ 空気環境（清浄度）：概ねすべての室において、空気の清浄度（埃、臭い等）が良好な施設
- ・ 照明照度：概ねすべての室において、照明照度が良好な施設
- ・ 熱環境（冷暖房）：冷暖房期に概ねすべての室において、冷暖房の状況が良好な施設
- ・ 衛生環境（水質）：水質測定において、水槽類の水質が良好な施設
- ・ 清掃：概ねすべての室において、清掃状況が良好な施設
- ・ 漏水：天井、壁からの漏水が見られない施設
- ・ 設備機器：施設全体として、設備機器の状態が良好な施設

表 3-1：保全の実施体制の整備状況に関する結果

(本編第4章 表 4-23、表 4-24 関係)

調査項目		庁舎等			宿舎		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上	3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
施設 保全 責任者	設置対象施設数[A]	4,710	832	473	2,575	399	156
		(4,813)	(838)	(466)	(2,611)	(396)	(156)
	うち設置済み実施数[B]	4,710	832	473	2,575	399	156
		(4,813)	(838)	(466)	(2,611)	(396)	(156)
	設置率%[B/A]	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
	未設置数	0	0	0	0	0	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
保全 担当者	設置対象施設数[A]	4,710	832	473	2,575	399	156
		(4,813)	(838)	(466)	(2,611)	(396)	(156)
	うち設置済み実施数[B]	4,654	820	465	2,548	398	155
		(4,758)	(828)	(461)	(2,583)	(396)	(155)
	設置率%[B/A]	98.8%	98.6%	98.3%	99.0%	99.7%	99.4%
		(98.9%)	(98.8%)	(98.9%)	(98.9%)	(100.0%)	(99.4%)
	未設置数	56	12	8	27	1	1
		(55)	(10)	(5)	(28)	(0)	(1)

表 3-2：保全計画の作成・更新状況に関する結果

(本編第4章 表 4-25～表 4-27 関係)

調査項目		庁舎等			宿舎		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上	3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
中長期 保全計 画の作 成	作成対象施設数[A]	4,710	832	473	2,575	399	156
		(4,813)	(838)	(466)	(2,611)	(396)	(156)
	うち作成済み実施数[B]	4,705	832	473	2,574	399	156
		(4,804)	(838)	(464)	(2,610)	(396)	(156)
	作成率%[B/A]	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		(99.8%)	(100.0%)	(99.6%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
	未作成数	5	0	0	1	0	0
		(9)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)
中長期 保全計 画の更 新	前年度作成完了施設数[A]	4,686	829	468	2,557	396	156
		(4,777)	(834)	(462)	(2,597)	(392)	(156)
	うち更新済み実施数[B]	4,624	813	462	2,490	393	156
		(4,684)	(819)	(450)	(2,557)	(391)	(156)
	更新率%[B/A]	98.7%	98.1%	98.7%	97.4%	99.2%	100.0%
		(98.1%)	(98.2%)	(97.4%)	(98.5%)	(99.7%)	(100.0%)
	未更新数	62	16	6	67	3	0
		(93)	(15)	(12)	(40)	(1)	(0)

関係資料

調査項目		庁舎等			宿舎		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上	3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
年度 保全 計画の 作成	作成対象施設数[A]	4,710	832	473	2,575	399	156
		(4,813)	(838)	(466)	(2,611)	(396)	(156)
	うち作成済み実施数[B]	4,691	830	469	2,559	398	156
		(4,780)	(833)	(462)	(2,592)	(395)	(156)
	作成率％[B/A]	99.6%	99.8%	99.2%	99.4%	99.7%	100.0%
		(99.3%)	(99.4%)	(99.1%)	(99.3%)	(99.7%)	(100.0%)
	未作成数	19	2	4	16	1	0
		(33)	(5)	(4)	(19)	(1)	(0)

表 3-3：記録（点検記録及び修繕履歴）の整備状況に関する結果

（本編第4章 表 4-28～表 4-31 関係）

調査項目		庁舎等			宿舎		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上	3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
点検記録の 作成	作成対象施設数[A]	4,710	832	473	2,575	399	156
		(4,813)	(838)	(466)	(2,611)	(396)	(156)
	うち作成済み実施数[B]	4,706	832	473	2,573	399	156
		(4,805)	(838)	(464)	(2,610)	(396)	(156)
	作成率％[B/A]	99.9%	100.0%	100.0%	99.9%	100.0%	100.0%
		(99.8%)	(100.0%)	(99.6%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
	未作成数	4	0	0	2	0	0
		(8)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)
点検記録の 更新	前年度作成完了施設数 [A]	4,686	829	468	2,557	396	156
		(4,777)	(834)	(462)	(2,597)	(392)	(156)
	うち更新済み実施数[B]	4,667	827	465	2,542	396	156
		(4,748)	(827)	(460)	(2,584)	(392)	(156)
	更新率％[B/A]	99.6%	99.8%	99.4%	99.4%	100.0%	100.0%
		(99.4%)	(99.2%)	(99.6%)	(99.5%)	(100.0%)	(100.0%)
	未更新数	19	2	3	15	0	0
		(29)	(7)	(2)	(13)	(0)	(0)
修繕履歴の 作成	作成対象施設数[A]	4,710	832	473	2,575	399	156
		(4,813)	(838)	(466)	(2,611)	(396)	(156)
	うち作成済み実施数[B]	4,707	832	473	2,573	399	156
		(4,806)	(838)	(464)	(2,609)	(396)	(156)
	作成率％[B/A]	99.9%	100.0%	100.0%	99.9%	100.0%	100.0%
		(99.9%)	(100.0%)	(99.6%)	(99.9%)	(100.0%)	(100.0%)
	未作成数	3	0	0	2	0	0
		(7)	(0)	(2)	(2)	(0)	(0)

調査項目		庁舎等			宿舎		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上	3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
修繕履歴の 更新	前年度作成完了施設数 [A]	4,686	829	468	2,557	396	156
		(4,777)	(834)	(462)	(2,597)	(392)	(156)
	うち更新済み実施数[B]	4,668	826	466	2,542	396	156
		(4,755)	(830)	(462)	(2,586)	(392)	(156)
	更新率%[B/A]	99.6%	99.6%	99.6%	99.4%	100.0%	100.0%
		(99.5%)	(99.5%)	(100.0%)	(99.6%)	(100.0%)	(100.0%)
	未更新数	18	3	2	15	0	0
		(22)	(4)	(0)	(11)	(0)	(0)

関係資料

表 4-1：各評価項目の結果（庁舎等）

（本編第 4 章 表 4-39 関係）

① 保全の体制、計画及び記録等	配点	庁舎等		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
施設保全責任者の有無	100	100	100	100
年度保全計画書の作成	100	100	100	99
中長期保全計画書の作成・更新	100	99	98	99
点検及び確認結果の記録の作成・更新	100	100	100	99
修繕履歴の作成・更新	100	100	100	100
①の評点	100.0	99.4	99.4	99.4

② 点検等の実施状況	配点	庁舎等		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
建築物の敷地及び構造の点検	200	199	200	199
昇降機の点検	200	200	200	200
建築物の昇降機以外の建築設備の点検	200	199	199	198
支障がない状態の確認	200	200	200	199
消防用設備等の点検	100	100	100	100
危険物を取り扱う一般取扱所等の点検	100	100	100	100
事業用電気工作物の保安規定による自主点検	100	100	100	100
機械換気設備の点検	100	99	100	100
ボイラーの性能検査、定期検査	100	99	100	100
浄化槽の水質検査、保守点検、清掃	100	100	99	100
簡易専用水道の水槽の清掃	100	100	100	100
排水設備の清掃	100	99	99	99
清掃等及びねずみ等の防除	100	99	99	100
空気環境の測定	100	97	99	99
冷却塔・加湿装置等の清掃等	100	99	100	100
給水設備の飲料水・雑用水の遊離残留塩素等の検査	100	100	100	100
ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	100	99	99	100
②の評点	100.0	99.4	99.6	99.6

③ 施設状況	配点	庁舎等		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
空気環境	100	98	98	98
照明環境	100	99	99	99
熱環境（冷暖房の状況）	100	95	91	88
衛生環境	100	98	98	97
清掃	100	99	99	99
消防・防災	100	97	88	86
建築・附帯施設 外壁の状況	100	79	72	66
建築・附帯施設 漏水の状況	100	89	79	69
設備機器	100	88	78	71
家具の転倒防止対策	100	89	89	81
避難経路等における障害物の有無	100	99	99	99
施設使用条件適合の可否（建築）	100	83	82	82
施設使用条件適合の可否（設備）	100	85	85	85
③の評点	100.0	92.1	89.0	86.1

総評点	100.0	97.0	96.0	95.0
-----	-------	------	------	------

表 4-2：各評価項目の結果（宿舎）

① 保全の体制、計画及び記録等	配点	宿舎		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
施設保全責任者の有無	100	100	100	100
年度保全計画書の作成	100	99	100	100
中長期保全計画書の作成・更新	100	97	99	100
点検及び確認結果の記録の作成・更新	100	99	100	100
修繕履歴の作成・更新	100	99	100	100
①の評点	100.0	99.1	99.8	100.0

② 点検等の実施状況	配点	宿舎		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
建築物の敷地及び構造の点検	200	200	200	200
昇降機の点検	200	200	200	200
建築物の昇降機以外の建築設備の点検	200	199	200	200
支障がない状態の確認	200	199	200	200
消防用設備等の点検	100	99	100	100
危険物を取り扱う一般取扱所等の点検	100	—	—	—
事業用電気工作物の保安規定による自主点検	100	—	—	—
機械換気設備の点検	100	—	—	—
ボイラーの性能検査、定期検査	100	—	—	—
浄化槽の水質検査、保守点検、清掃	100	99	100	100
簡易専用水道の水槽の清掃	100	99	100	100
排水設備の清掃	100	—	—	—
清掃等及びねずみ等の防除	100	—	—	—
空気環境の測定	100	—	—	—
冷却塔・加湿装置等の清掃等	100	—	—	—
給水設備の飲料水・雑用水の遊離残留塩素等の検査	100	—	—	—
ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	100	—	—	—
②の評点	100.0	99.6	100.0	100.0

③ 施設状況	配点	宿舎		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
空気環境	100	—	—	—
照明環境	100	—	—	—
熱環境（冷暖房の状況）	100	—	—	—
衛生環境	100	—	—	—
清掃	100	—	—	—
消防・防災	100	98	96	94
建築・附帯施設 外壁の状況	100	79	78	82
建築・附帯施設 漏水の状況	100	94	95	95
設備機器	100	85	88	89
家具の転倒防止対策	100	—	—	—
避難経路等における障害物の有無	100	—	—	—
施設使用条件適合の可否（建築）	100	—	—	—
施設使用条件適合の可否（設備）	100	—	—	—
③の評点	100.0	89.2	89.1	90.0

総評点	100.0	95.9	96.3	96.7
-----	-------	------	------	------

表 5：総評点と判定区分ごとの平均点

(本編第 4 章 表 4-40、表 4-41 関係)

調査項目		庁舎等			宿舍		
		3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上	3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
該当 施設数	「良好」な施設	4,683 (4,775)	831 (835)	469 (461)	2,544 (2,566)	397 (394)	156 (156)
	「概ね良好」な施設	25 (37)	1 (3)	4 (5)	28 (43)	2 (2)	0 (0)
	「要努力」の施設	2 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)
	「要改善」の施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	全体	4,710 (4,813)	832 (838)	473 (466)	2,575 (2,611)	399 (396)	156 (156)
総評点 平均	「良好」な施設	97.1 (97.0)	96.0 (96.0)	95.2 (95.1)	96.2 (96.3)	96.4 (96.5)	96.7 (97.2)
	「概ね良好」な施設	73.2 (71.7)	79.0 (73.4)	77.0 (74.7)	74.8 (70.3)	77.1 (78.6)	— —
	「要努力」の施設	40.0 (52.3)	— —	— —	53.9 (54.7)	— —	— —
	「要改善」の施設	— —	— —	— —	— —	— —	— —
	全体	97.0 (96.8)	96.0 (96.0)	95.0 (94.8)	95.9 (95.9)	96.3 (96.4)	96.7 (97.2)

(注) 総評点の判定区分は次のとおり。

- ・良好な施設：総評点が 80 点以上。
- ・概ね良好な施設：総評点が 60 点以上 80 点未満。
- ・要努力の施設：総評点が 40 点以上 60 点未満。
- ・要改善の施設：総評点が 40 点未満。

令和6年度保全実態調査結果に関する参考資料（その2）

【目標3 ライフサイクルコストの低減】に関する調査結果において、敷地内建物の合計延べ面積（附属屋等を含む）にて区分した各集計結果について、建築年次別に6区分した集計結果を次のとおり示す。

表1-1：合同庁舎・一般事務庁舎の光熱水費（電気・油・ガス） 建築年次別
（本編第4章 表4-33 関係） （円（税込）／㎡・年）

	築10年未満	築10年以上 築20年未満	築20年以上 築30年未満	築30年以上 築40年未満	築40年以上 築50年未満	築50年以上
上位25%	2,399	2,803	3,129	2,737	2,758	2,667
平均値	2,619	2,362	2,867	2,401	2,364	2,218
中央値	1,813	1,896	2,116	1,927	1,941	2,033
下位25%	1,391	1,098	1,403	1,247	1,274	1,366
対象施設数	232	616	1,022	894	1,081	1,312

表1-2：合同庁舎・一般事務庁舎の光熱水費（上下水道） 建築年次別
（本編第4章 表4-34 関係） （円（税込）／㎡・年）

	築10年未満	築10年以上 築20年未満	築20年以上 築30年未満	築30年以上 築40年未満	築40年以上 築50年未満	築50年以上
上位25%	298	264	284	233	219	247
平均値	240	231	193	184	184	204
中央値	147	154	152	139	139	150
下位25%	90	82	90	79	83	86
対象施設数	215	574	937	842	1,033	1,265

表 2-1 : 合同庁舎・一般事務庁舎の光熱水費（電気・油・ガス） 建築年次別・規模別
(円(税込)／㎡・年)

		築 10 年未満	築 10 年以上 築 20 年未満	築 20 年以上 築 30 年未満	築 30 年以上 築 40 年未満	築 40 年以上 築 50 年未満	築 50 年以上
3,000 ㎡ 未満	上位 25%	2,456	2,768	3,153	2,723	2,706	2,688
	平均値	2,833	2,223	2,889	2,335	2,241	2,196
	中央値	1,851	1,633	2,052	1,812	1,892	1,969
	下位 25%	1,361	881	1,230	1,078	1,210	1,295
3,000 ㎡ 以上	上位 25%	2,184	2,807	2,921	2,674	2,831	2,584
	平均値	1,914	2,454	2,725	2,670	2,391	2,295
	中央値	1,713	2,128	2,341	2,116	2,128	2,092
	下位 25%	1,474	1,789	1,868	1,684	1,807	1,650
10,000 ㎡ 以上	上位 25%	2,636	3,115	3,393	3,090	4,539	2,804
	平均値	2,066	3,199	2,971	2,577	4,984	2,348
	中央値	1,551	2,325	2,365	2,236	2,552	2,240
	下位 25%	1,342	1,953	1,781	1,658	1,824	1,866

表 2-2 : 合同庁舎・一般事務庁舎の光熱水費（上下水道） 建築年次別・規模別
(円(税込)／㎡・年)

		築 10 年未満	築 10 年以上 築 20 年未満	築 20 年以上 築 30 年未満	築 30 年以上 築 40 年未満	築 40 年以上 築 50 年未満	築 50 年以上
3,000 ㎡ 未満	上位 25%	264	251	250	214	208	220
	平均値	223	215	203	178	174	181
	中央値	130	135	142	128	130	135
	下位 25%	78	76	84	71	78	80
3,000 ㎡ 以上	上位 25%	298	240	309	235	254	300
	平均値	262	232	247	187	221	257
	中央値	216	154	193	149	175	191
	下位 25%	105	87	110	92	119	129
10,000 ㎡ 以上	上位 25%	363	418	407	468	410	525
	平均値	315	332	349	390	317	400
	中央値	238	216	293	292	247	318
	下位 25%	164	155	154	183	172	222

(注)

- ・ 光熱水費の年間合計を、敷地内建物の合計延べ面積（附属屋等を含む）で除した値を分析している。
- ・ 上位 25%、中央値、下位 25%は、データの大きいものから並べた場合に、それぞれ上位 25%に位置する数値、中央に位置する数値、下位 25%に位置する数値を示す（以下の表においても同じ。）。
- ・ 油及びガスについて、種別が異なるエネルギーを複数使用している場合は、最も使用量の大きい契約を対象として分析している。

関係資料

環境負荷の低減に関する参考情報

(R7.2.1 現在の内容となっているため、記載事項については、最新の内容の確認が必要です。)

1. 概要

「パリ協定」(2016年11月発効)の全体目標の達成等に向け、2020年10月、政府は、2050年までにカーボンニュートラルを達成していくことを表明、2021年4月には、地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、2030年度の削減目標について、2013年度比▲46%を目指すことを宣言しています。令和3年10月22日には、地球温暖化対策推進法に基づく、地球温暖化対策計画及び政府実行計画が改正され、閣議決定されました。

建築物の保全にあたっても、これらの法令・計画等を踏まえた温室効果ガス排出削減への取組が求められます。

2. 政府の動向

○平成28年11月、「パリ協定」発効

○令和2年10月、菅総理が「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを表明。

○令和3年4月、菅総理が地球温暖化対策推進本部の会合で「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減を目指す」と表明。その後、同日に行われた米国主催気候サミットでも同内容を宣言。

○令和3年5月26日、2050CNを基本理念に明記した改正地球温暖化対策推進法が成立。

○令和3年6月9日、国・地方脱炭素実現会議にて「地域脱炭素ロードマップ」を取りまとめ、政府の建築物における率先したZEBの実現や木材利用促進法を踏まえた建築物への木材利用の促進等が掲げられた。

○令和3年10月22日、「地球温暖化対策計画」、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(政府実行計画)が閣議決定され、同日にその「実施要領」が地球温暖化対策推進本部幹事会で申合せされた。政府実行計画では、温室効果ガスの削減目標を2030年度までに50%削減(2013年度比)に見直すとともに、太陽光発電の最大限導入、新築建築物のZEB化などの新たな対策が盛り込まれた。

3. 各協定・計画等の概要

①パリ協定

2015年11月30日～12月12日にパリで開催されたCOP21(第21回気候変動枠組条約締結国会議)において、温室効果ガス排出削減の新たな枠組みに関する「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、各締約国は温暖化ガス削減に関する「自国が決定する貢献(NDC)」を決定し、策定した計画を「国連気候変動枠組条約事務局(UNFCCC)」に対して5年ごとに提出・更新することが求められています。日本は当初、「2030年度に2013年比26%削減」を目標としていましたが、2021年に「46%削減」に目標を変更しています。「パリ協定」の概要は以下のとおりです。

「パリ協定」の概要

対象国 発展途上国を含む196ヶ国・地域。

全体の目標	<u>産業革命前からの気温上昇を2度未満にし、1.5度以内に向けて努力。</u>
各国の削減目標	作成、報告、国内対策、5年ごとの更新を義務化。 達成を義務付けない。
発効条件	批准した国・地域が55以上かつ温室効果ガス排出量が世界の55%以上

②地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）

地球温暖化対策推進法第8条第1項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について（平成27年12月22日地球温暖化対策推進本部（第32回）決定）」に基づき策定されました。

我が国の温室効果ガスの削減目標を、2030年度において、2013年度比46%減（従来目標26.0%減）としています。削減目標の部門別内訳として、官庁施設が含まれる「業務その他部門」は、2030年度において、2013年比で51%削減（従来目標40%削減）する必要があります。

これらの削減目標を達成するために、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向などに加え、国の率然的取組も記載されています。

「地球温暖化対策計画」に記載された国の率然的取組（建築物保全関連）

＜再生可能エネルギーの最大限の活用・有効利用、建築物の建築・管理＞

- ・政府保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入徹底
- ・断熱性の向上、計画的な省エネルギー改修の実施、庁舎等における木材利用の促進、省エネルギー診断やBEMSの活用等
- ・2050年カーボンニュートラルを見据えた、燃料を使用する設備における脱炭素化の具体的検討

＜財・サービスの購入・使用＞

- ・LED照明の導入徹底
- ・再生可能エネルギー電力の率先調達
- ・省エネルギー性能の高い機器の率先導入

③政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）

地球温暖化対策計画に規定する我が国の2030年度の温室効果ガス削減目標を踏まえ、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（政府実行計画）が策定されました。

「政府実行計画」の概要（建築物保全関連）

対象となる事務及び事業 原則として、政府の各行政機関が行うすべての事務及び事業

計画期間 閣議決定日から2030年度までの期間

目標 2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標
(従来目標は40%削減)

○太陽光発電の最大限の導入

- ・政府が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限

設置することを徹底する。

○建築物における省エネルギー対策の徹底

- ・大規模改修時においても、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとする。
- ・庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。
- ・庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を図る。
- ・大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。

○財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- ・既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。
- ・2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
- ・エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のOA機器及び、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。
- ・機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。
- ・水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。
- ・用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進。
- ・庁舎内の自動販売機の省エネルギー化を行い、省エネルギー型機器への変更を促す。
- ・コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。

④政府実行計画の実施要領（令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）

「政府実行計画」に基づき、各府省庁が行う具体的細目的措置が定められています。加えて、以下のような項目も定められていることにも、留意する必要があります。

「政府実行計画」の実施要領の概要（建築物保全関連）

○建築物の建築、管理等に当たっての取組

- ・内装改修のみを予定しているような場合でも、内装改修と併せて、省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進する。
- ・最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発報や一部電力の遮断（防災上必要な部分を除く。）などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。
- ・機器の効率的な運用に資するため、温度センサーや空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。

○ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

- ・計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

国土交通省地方整備局・営繕事務所等の管轄

各省各庁の施設保全責任者等が保全に関する問い合わせを行う際の参考に、国土交通省の整備局や事務所等の管轄を紹介します。

ただし、各省各庁の事情により、管轄の整備局以外にも問い合わせることができます。

整備局等の名称	所在地	管 轄
北海道開発局	札幌市	北海道
東北地方整備局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
盛岡営繕事務所	盛岡市	岩手県、青森県、秋田県
関東地方整備局	さいたま市	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
東京第一営繕事務所	東京都新宿区	埼玉県、東京都（練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区、港区）
東京第二営繕事務所	東京都江東区	千葉県、東京都（荒川区、台東区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、中央区）
甲武営繕事務所	立川市	山梨県、東京都（中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区、目黒区、特別区以外の地域）
宇都宮営繕事務所	宇都宮市	栃木県、茨城県（つくば市を除く）
横浜営繕事務所	横浜市	神奈川県
長野営繕事務所	長野市	長野県、群馬県
北陸地方整備局	新潟市	新潟県、富山県、石川県
金沢営繕事務所	金沢市	石川県、富山県
中部地方整備局	名古屋市	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
静岡営繕事務所	静岡市	静岡県
近畿地方整備局	大阪市	福井県、滋賀県、京都府、大阪府（高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く）、兵庫県、奈良県、和歌山県
京都営繕事務所	京都市	京都府、福井県、滋賀県、奈良県、大阪府（高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡）
中国地方整備局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
岡山営繕事務所	岡山市	岡山県、鳥取県
四国地方整備局	高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
熊本営繕事務所	熊本市	熊本県、大分県
鹿児島営繕事務所	鹿児島市	鹿児島県、宮崎県
沖縄総合事務局	那覇市	沖縄県